

248

00023

電二ノ件印チ「サ」續區調査ノ具報案ニ關シ大至急何分ノ急同
電アリ

S 2.2.0.0-18

255

往電寫

00224

一四九
和 昭 十五年十二月廿七日 午後六 時
分 六
電信課作成

在バタヴィア 石油代理 松岡外務大臣
印石油調査區開發ニ關スル件
第一〇〇號(極秘)
往電八十七號ニ關シ
燃料局長官ヨリ大塚へ
「ニュー、ギニア」及「センベス」ハ相當標準必要ナルヲ以テ蘇
印政府ノ提出スル調査條件ヲ俟ツテ調査隊ヲ派遣スル要アリト觀
ムルモ「サンクリーラン」ニ於テハ既ニ成功セル井モアルヲ觀
レハ此際急遽調査ニ着手出來得ル限り速ニ試掘ヲ行ヒ所ニ付調査

S 2.2.0.0-18

254

B-0159

0210

機密

寫

機密第一七一號

昭和十五年十二月二十八日

在メダン
領事 原田 忠一郎

外務大臣 松岡 洋右 殿

石油ニ關スル調査追報ノ件

スマトラ石油分布狀態竝ニ開發有望地域ニ關シ別添ノ通報告申進ス

本信寫送付先 在バタヴィア總領事

外務省

(日本標準規格B5)

昭和十五年十二月調

領事 原田 忠一郎

蘭印石油ニ關スル調査 追補

外務省

(日本標準規格B5)

B-0159

0211

四 試掘権	一
五 採掘権	一
◎ 開発ノ問題	一
一 開発ノ先決問題	一
二 開発権獲得方法	一
◎ 附屬地圖	一
一 號（東海岸州パダン河以南ロカン河ニ至ル）	一
二 號（ロカン河ヨリシヤク河ニ至ル）	一
三 號（シヤク河ヨリインダラギリ河ニ至ル）	一
以上	一

（日本標準規格B5）

◎ 蘭印石油分駐状態追補	一
（一）シヤク河流域Ⅱ「ブアタン」區	一
（二）ロカン河上流地域Ⅱ「シブンガ」區	一
「シブンガ」鑛區ヲ繞ル爭奪戰	三
開發有望地域	五
（1）東海軍州	五
（2）ロカン河以南	五
（3）シヤク河以南	六
總 評	六
◎ 蘭印鑛業法	一
一 鑛業法	一
二 修正法Ⅱ5A條項	一
三 鑛業令	二

（日本標準規格B5）

蘭印石油分布状態（追補）

(一) シヤク河流域Ⅱ「ブアタン」區（二號地圖参照）

N K P M ハ「シヤク」、スリ、インダラブラ」ノ上流約三十キロノ地點テ「ブアタン」ハ
一 村ヲ中心ニ一九四〇年四月頃カラ本「ボーリング」ヲ開始シ、作業ヲ續ケテキル。

「ブアタン」區ノ範圍ハ、シヤク河ノ「ブアタン」村トカンパル河岸ノ「トルサン」村及ヒ「プララワン」村ヲ結フ三角形ノ地域テ「トルサン」、
「ベララワン」間ノ道路モ既ニ完成シテキルカラ、N K P M ハブアタン區ノ成績ニ鑑ミ其ノ道路ニ沿ツテ當該地域ノ全面的ボーリングニ力ヲ入レルラシイ。

(二) ロカン河上流地域Ⅱ「シブンガ」區（二號地圖参照）

N P P M ハ後說ノ通N K P M ト競争シテ此ノ油區ヲ獲得シタノテアル。シヤク河ノ支流テマンドウ河ノ上流約五十キロノ地點ニ「バレイブンゴ」ハ
十云フ部落ガアル、此處カラ

外務省

(日本標準規格B5)

陸路十二キロノ處ニ「シブンガ」第一事業地ガアリ、更ニ十六キ

ロ進ンタ處ニ第二事業地ガアリ、其ノ奥更ニ六キロノ處ニ第三事

業地ガアル。此ノ三事業地ヲ總稱シテN P P M ノ「シブンガ」ブ

ロツクト云ツテキル、此ノ三ヶ所共現ニ本ボーリング中テアル。

此ノ「シブンガ」
「ブロツク」ハ「ロカン」河ノ支流「シブンガ」

河ノ上流ニ在ルノタカラ、地理的ニハ當然ロカン河ヲ利用スヘキ

テアルカ、ロカン河ハカンパル河ト同様ニ河口カ浅イ爲ニ利用サ

レナイノテアル。從而「シブンガ」、
「ブロツク」ノ開發ニ要スル器

材ハ「シヤク」、スリ、インダラブラ」港ト「バカンバル」港ヨリ

「トンカン」ハ
Ⅱ大型支那ジャンクト、發動汽船テ「

シヤク」河ノ支流「マンドウ」河ヲ溯航シテ「バレイ、ブンゴ」

迄運ハレ、其處カラ陸路車輛テ事業地ニ運搬サレテキル。

此ノ地方ハ「シヤク」、スリ、インダラブラ」ノ王領地オツテキル

バレイ・ブンゴ村ハ「マンドウ」河ノ上流可航終點テ、其處カラ

外務省

(日本標準規格B5)

第一事業地迄十二キロノ間ハ自動車道路カ完成シ、其ノ餘ノ第二、第三事業地ニ至ル道路モ急イテキルカラ近ク完成ノ模様デアル。

(日本標準規格B5)

外務省

「シブンガ」鑛區ヲ繞ル爭奪戰

此ノ鑛區ハ素々一九三八年N、K、P、Mノ試探ヲ發見サレタ處タカ、之レヲ知ツタN、P、P、Mハ出ジ拔ケニ其ノ他權獲得運動ヲ起シテ成功シタ、其ノ爲「シブンガ」鑛區ヲ繞ヘテ兩社ノ間ニ激烈ナ紛爭ヲ惹起シタカ、兩社共ニ米國系テアル所カラ、裏面斡旋ニヨリ、結局地權ハ先取シタN、P、P、Mノ有ニ歸シタト云フ、因縁付キノ場所テアル。

問題ノ起ツタ當時ノN、K、P、Mノ現場員ハ其ノ後N、P、P、Mニ替ヘシ、今ハ同社ノ「シブンガ」現場員トシテ相當ノ地位ニアリ付イテイルト云フ事テアル。ボーリング現地ノ秘鍵ヲ握ル現場員ノ、斯フシタ引キ拔キトカ、買收運動ニハ各社共、表面ハ兎モ角裏面テハ、アラユル祕策ヲ盡シ、可ナリ惡辣ナ手段ヲ弄シテ迄モ、自社ノ利益擴張ニ狂奔スルト云フ有様デアアル。蘭印ノ石油問題ヲ談スルニ當テハ、常ニ斯フシタ裏面ノ暗黒事情ノ伏在ヲ知悉シテ置ク

(日本標準規格B5)

外務省

B-0159

0214

必要カ多々アル事ヲ痛感スル次第タカラ附言シテ置ク。

外務省

(日本標準規格B5)

開發有望地域

「スマトラ」石油ノ開發權ヲ要求スル場合、有望視スル候補地域ノ撰定ハ極メテ重要ノ問題テアル。

(1) 東海岸州「バダシ」河(「ティン・テンギ」通過)カラ「クボ」河ニ至ル間(「バダン・ブダゲ」分州)

「メロングン」分州(「一部」テ海岸線ヨリ巾約七十「キロ」ノ地帯。既定權域以外ノ部分。(一號地圖參照))

(2) 「ロカン」河ヨリ「シヤク」河ニ至ル間、海岸ヨリ巾約百五十「キロ」ノ範圍テ、既得權者ノ事業地ヲ除イタ殘餘ノ地域全部、即チN・P・Mノ「シブガ」區ヲ除イタ以外ノ地域(二號地圖參照)

(3) 「シヤク」河左岸ヨリ南下シテ「カンバル」河ヲ越シ「インダラギリ」河ニ至ル間、海岸線ヨリ約百五十「キロ」ノ地帯テ既得權者N・K・P・Mノ事業地即チ「ブアタン」區及ヒ「インダラギ

外務省

(日本標準規格B5)

リ」流域ノ「バストラ」「ベニオ」「アイルモレク」「リリク」等ノ數區ヲ除イタ以外ノ地域全部（三號地圖）ハ差當リ有望候補地域トシテ學ケル事カ出來ル。タカ右ニ對シテハ更ニ進ンタ技術的研究モ必要ノ次第タカラ、玆ニテ簡短ニ總評ヲ試ミテ參考ノ資ニ供スル。

總 評

(1) ハ東海岸ノ栽培事業ノ中心テアリ、且ツ「メダン」ニ近イ關係カラ重要地方トサレテキル、ノミナラス「セルダン」河流域ハ「シメロングンブロツク」トシテB・P・Mノ繩張りカ設定サレ、又「アサハン」河カラ「ビラ」河ニ至ル間ハ所謂「ロカン」第一區テN・K・P・Mノ、ソシテ「バロムン」河流域ノ「タバヌリ」州ニ跨ル區域ハ「ロカン」第二區トシテN・L・A・Mノ「レザーヴ」地帯トナツテキル關係上相當難色カ豫想サレル。

(2) 最近N・P・P・Mノ事業地トナツタカラ、是又簡單ニハ行クマ

（日本標準規格B5）

外務省

イカ、其範圍ハ少區域テアルカラ其殘餘ノ區域ニ對シテハ全然可能性カナイト云フ譯テハナイ。

(3) ハ廣大ナ面積ニ亘ツテキルカラ、假令N・K・P・Mカ數ヶ所ニ着手シタトハ云フモノノ、決シテ悲觀スルニハ及ハナイ、餘地ハ充分ニ殘サレテキル。從テ此ノ地帯ニ對シテハ開發反對ノ理由極メテ薄弱ト云ル。

扱テ、多少ナリ共、「スマトラ」ノ石油問題ニ關心ヲ持ツ者ナラ、油脈ハ中央背梁山脈ノ東側テ、南ハ「バレンバン」「ジャンビ」「インダラギリ」。北ハ「コタビナン」「ラントウブラバ」ヲ結ンテ更ニ北上シ、「アチエ」州ニ達スル線上ニ現ハレテキル事ニ氣付クテアラウ、此ノ事實カラ考察スルニ油脈ノ本筋ハ、「スマトラ」ノ東海岸ヲ南カラ北ニ北ツテ縱走シテキル事カ判カル。ソシテ南部ト北部ニ油脈カ發見サレテキル以上、其ノ中間地帯ニモ相當量ノ分布カ埋藏サレテキルテアラウ事ハ、常識的ニ推定サレルノテアル。只

（日本標準規格B5）

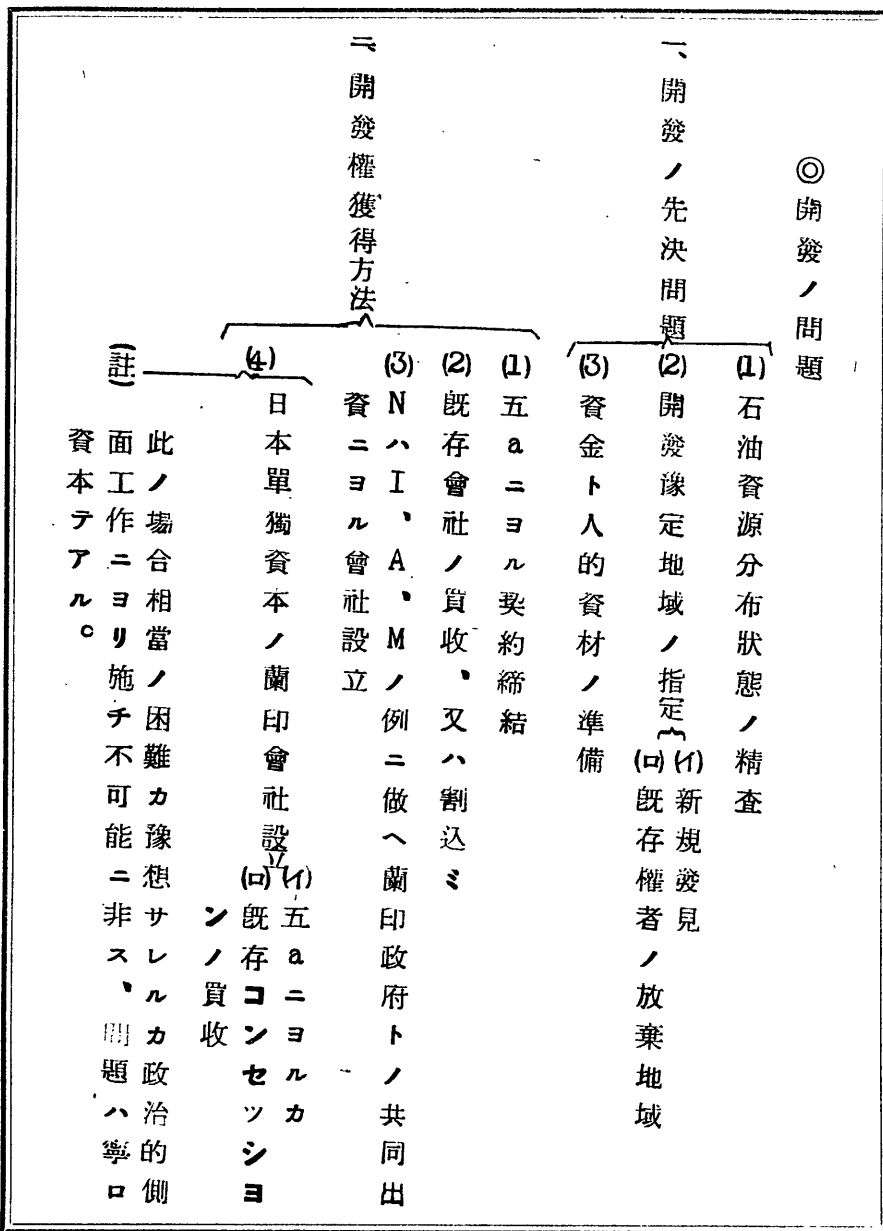
外務省

三 鑛業令		一九〇六年法令四三號公布 一九二四年法令五五三號公布
四 試掘權		(1) 有資格者 荷蘭人 蘭印會社 又ハ蘭印ノ住民タルコト 有資格者ニ付テモ無制限テハナイ 原則トシテ三年 (2) 期限 後一年宛二回延長スルコトヲ得 ツマリ計五年 (3) 性質 政府ノ許諾カアレハ讓渡ノ目的物トナル 即チ物權

(日本標準規格B5)

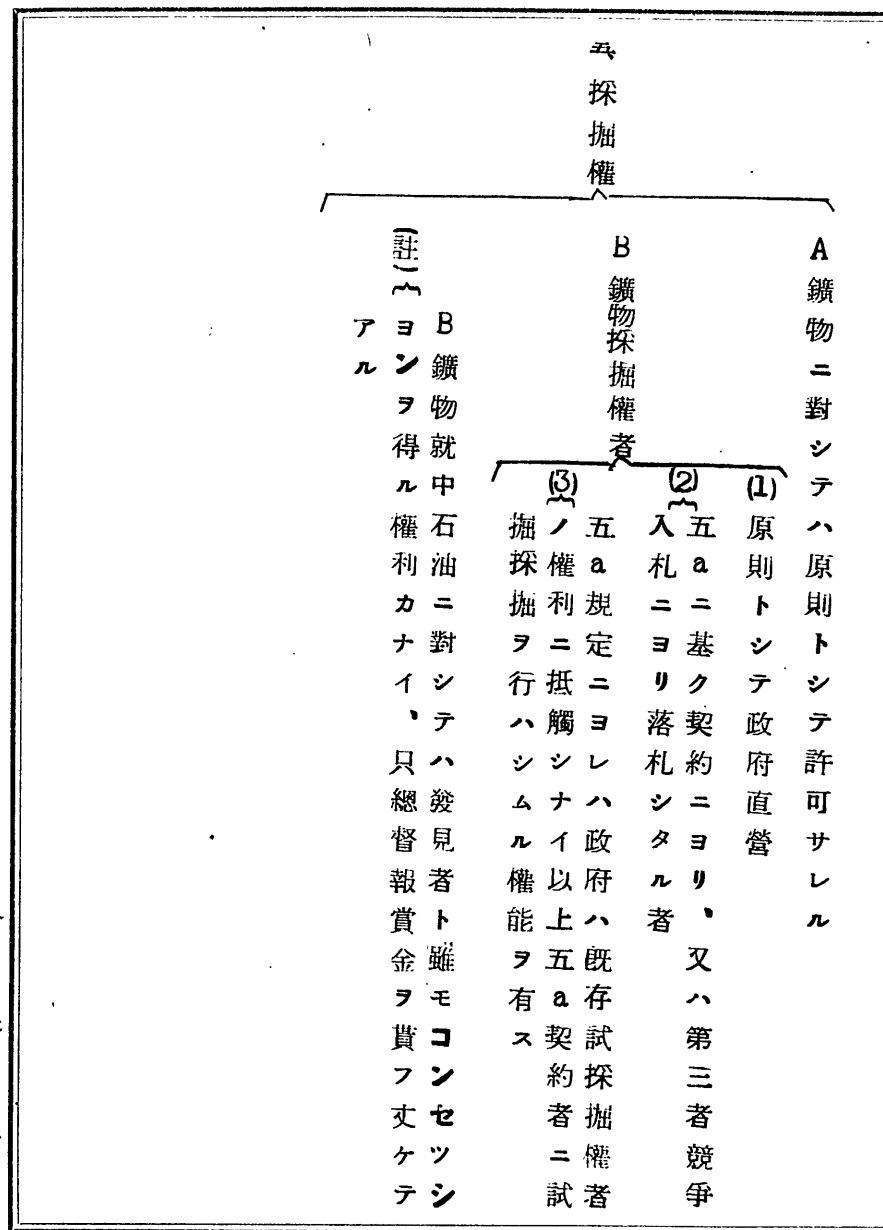
一 鑛業法		一九一〇年改變一五條項新設
五 a 條項		(1) 政府自ラ試掘シ若ハ私人會社ト契約シテ後者 ニ試掘又ハ探掘ヲナサシムル權能ヲ規定ス (2) 目的ノ爲ニ有望地帶留保、閉鎖ノ可能性 ヲ規定ス
(1) 一九一九年改變		A 鑛物及ヒB 鑛物ノ區別規定新設シ B 鑛物ノ探掘ハ殆ント政府獨占トス
(2) 鑛種		A 鑛物 B 鑛物 各種石炭、石油、瀝青、地蠟、可燃性ガス、沃 度及其ノ化合物 A 鑛物 B 鑛物以外ノ鑛物

(日本標準規格B5)



(日本標準規格B5)

外務省



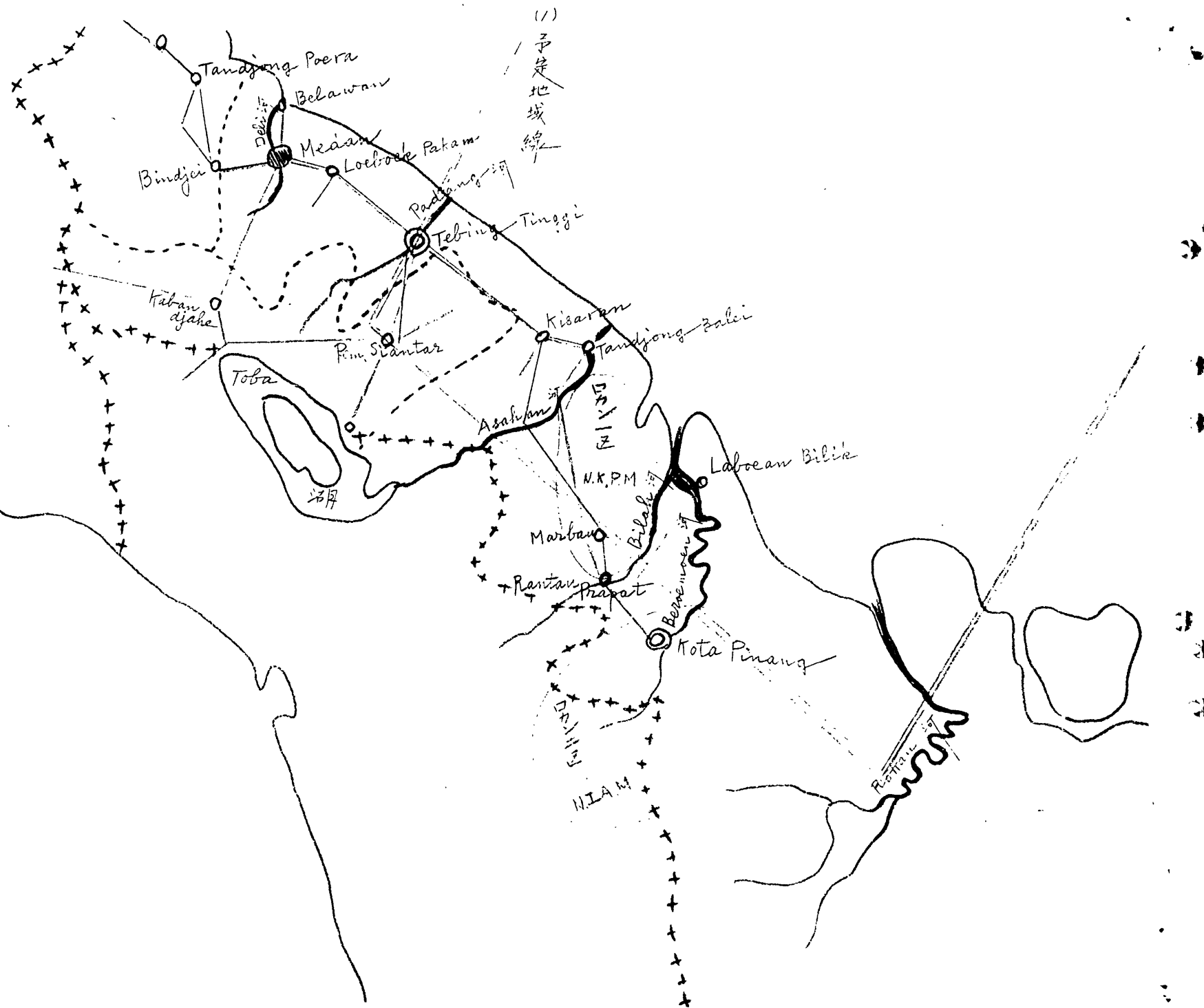
(日本標準規格B5)

外務省

B-0159

0219

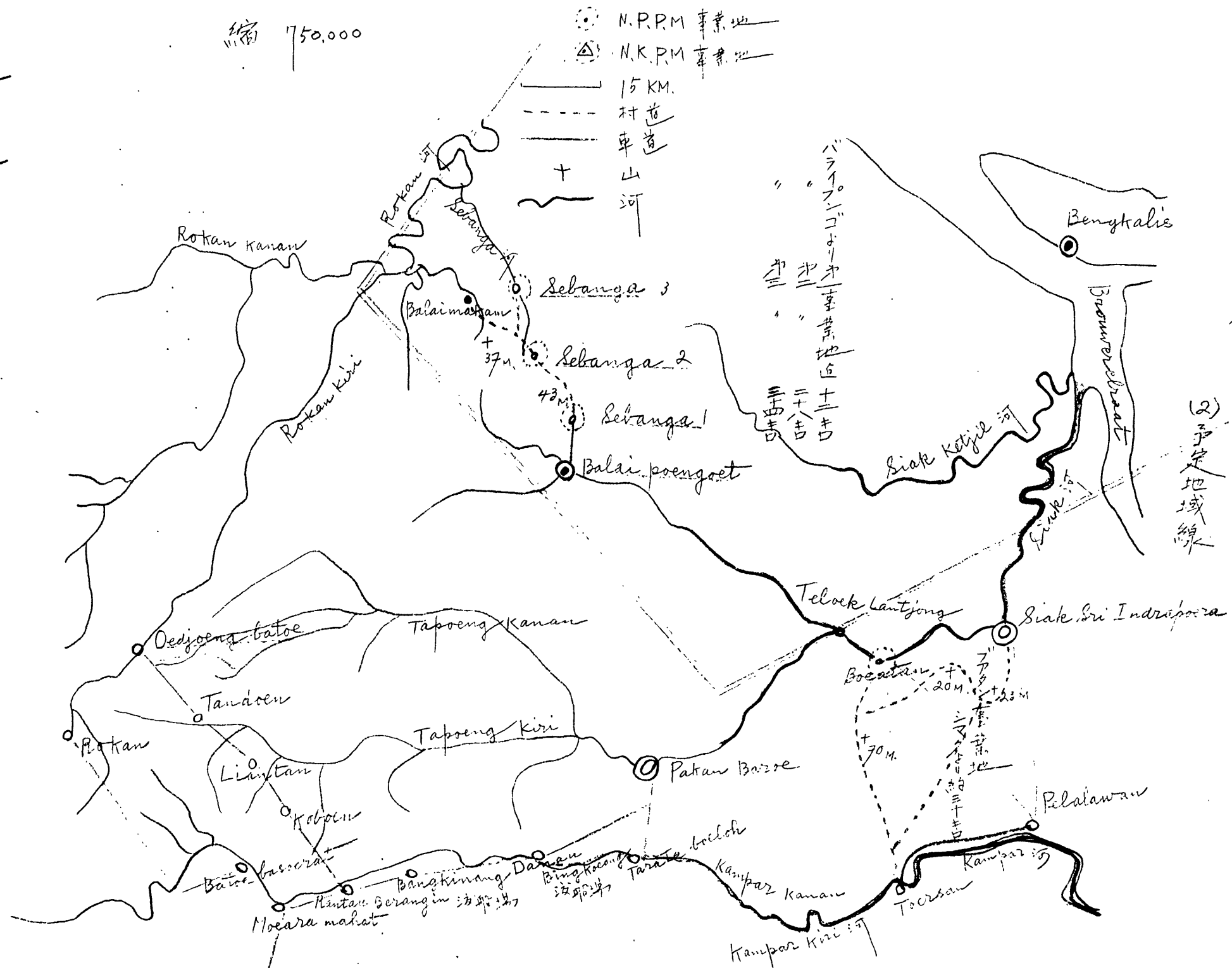
号地
⑤



B-0159

0220

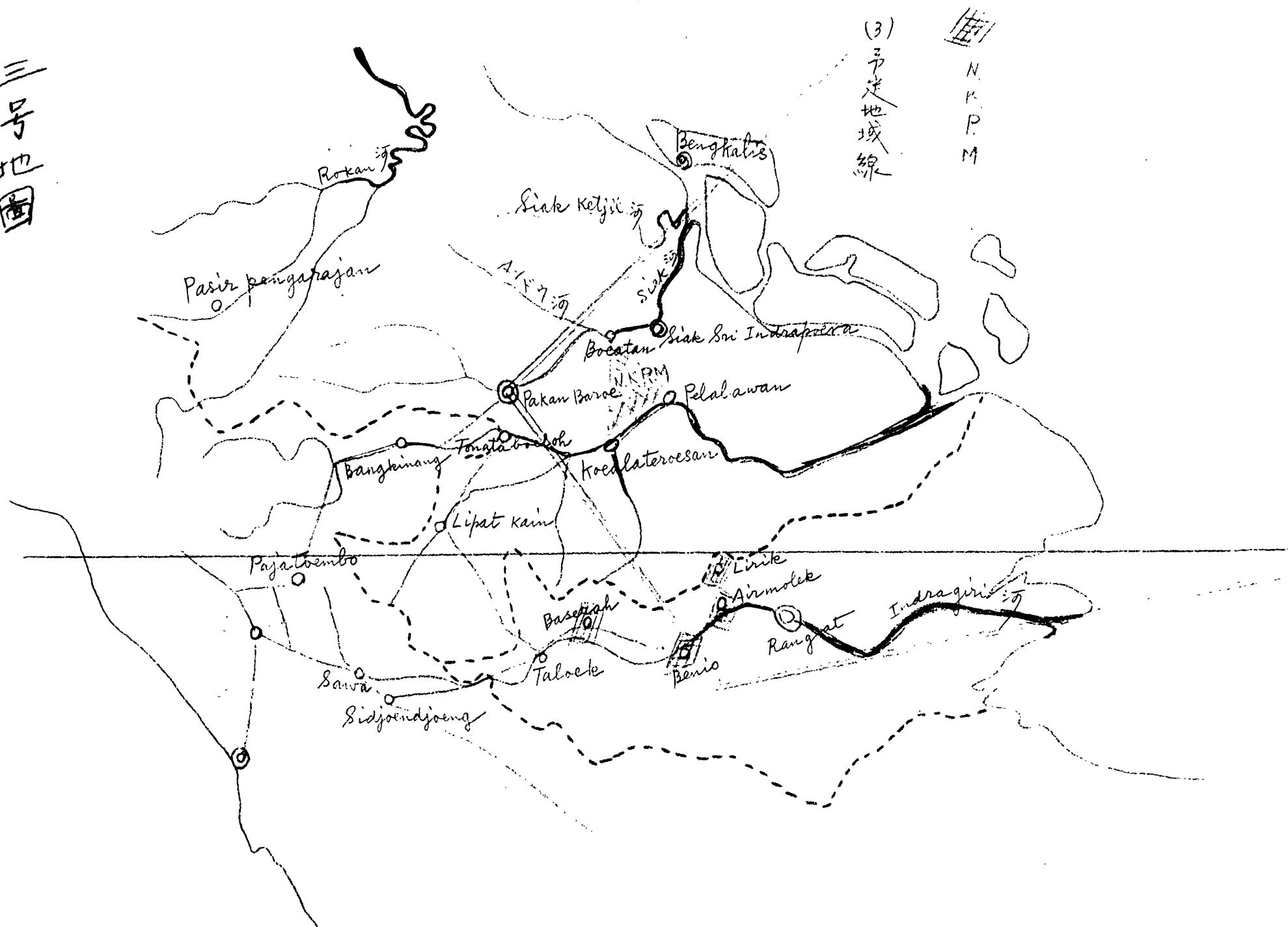
二
号
地
圖



B-0159

022

三号地圖



B-0159

0222

閣議案

外交轉換ニ伴フ液體燃料供給對策ニ關スル件

本邦液體燃料ノ供給ニ關シテハ日支事變勃發以來國際情勢ノ變化ニ伴ヒ莫一ノ場合ニ備フル爲數次ノ議上及特別輸入ヲ實施シタルガ民間貯油ハ石油業法ニ基ク義務保有量ノ域ヲ多ク越ユルコトヲ得ズ他方國產原油及人造石油ノ増産モ鋭意努力シツツアルモ既往ニ於テハ急速ニ成果ヲ擧ケ得サリシ爲國內自給率ハ依然トシテ同上セサル實情ナリ然ルニ今次日獨伊軍事同盟ノ成立ハ英米ノ對日經濟壓迫ヲ逐次強化スルコト必定ナルベキヲ以テ外油ノ輸入杜絶スルコト有ランカ國內消費規正ヲ一層強化スルモ民需約々八月ヲ支ヘ得ルニ過ギズ加之既ニ米國ヨリノ高級航空揮發油及同潤滑油並同生産機械類ノ輸入ハ禁止セラレ一朝有事ノ秋ニ想到セバ眞ニ憂心ニ堪ヘサル實情ナリ仍テ政府ハ今次ノ外交轉換ヲ機軸トシ國際情勢ニ即應スル爲國內石油資源ノ開發石油槽船船腹ノ擴充代用燃料ノ確保石油工業經營ノ合理化

消費規正強化ヲ行フハ勿論別紙要綱ニ基キ人造石油事業ノ劃期的振興ニ依ル國內自給率ノ向上ヲ圖ルト共ニ蘭印及北極太石油ヲ確保シ併セテ外油ノ急速輸入ニ依リ國內貯油ノ増加ヲ實現シ以テ我國液體燃料ニ對スル最低限度ノ自給ヲ急速實施致度

右閣議ヲ附フ

昭和十五年十二月 日

内閣總理大臣公爵 近衛 文 麿 殿

商工大臣 小林 一三
内閣總理大臣 近衛 文 麿
外務大臣 松岡 洋 右
陸軍大臣 河 田 烈
海軍大臣 東 條 英 機
及 川 古 志 郎

加藤 友 三郎
秋 田 洋 介

外交轉換ニ伴フ液体燃料供給對策要綱

- 一 人造石油事業ハ別冊人造石油政策要綱ニ基キ昭和二十年ニ四〇〇万
軒ヲ生産確保スルコト
- 二 蘭印石油ハ昭和十六年ニ三五〇万軒昭和二十年ニ於テ年間五〇〇万
軒以上ヲ確保スル如ク資源開發及買油條件ヲ確立スルコト
- 三 北樺太ニ於ケル石油利權ノ確保ノ方法ヲ講シ増産ヲ計ルコト
- 四 國內貯油量ハ昭和十六年度末迄ニ二五〇万軒昭和十七年度末迄ニ三
五〇万軒ニ増加スルコト從ツテ之ニ對應シ得ル如ク貯油設備ノ整備
ヲ計ルコト

極秘
5

外交轉換ニ伴フ液体燃料供給對策閣議稟請案説明書

(一般關係)

外交轉換ニ伴フ液体燃料供給對策閣議案説明書

本邦液体燃料ノ供給源ニ關シマシテハ九割ヲ外油ニ依存シ國內自給率カ甚ダシク低劣ノタメ昭和九年石油業法制定ト共ニ所謂義務保有制度ヲ設ケ石油業者ヲシテ毎年輸入數量ノ二分ノ一ヲ常時保有セシムルコトト致シマシタ然シ之レデハ萬一ノ場合充分デハアリマセンノデ日支事變勃發直後國際情勢ノ急變ニ備ヘ協同企業株式會社ヲ設立シ約八〇萬屯ノ特別輸入ヲ行ヒマシタカ之ハ今日軍ニ買收セラレマシタ昭和十四年ニ於テハ日米通商航海條約廢棄通告ニ對處センカ爲特別條上輸入ヲ實施致シマシタカ之モ亦昭和十五年度物動計畫ニ繰リ入レ民需配給ニ消費シタル爲貯油ノ増加ヲ來シテ居リマセン然ルニ日米關係ハ惡化ノ一途ヲ辿リ毫モ改善ノ曙光タニ認メラレマセンノデ昭和十五年度ニ於テモ調整線上輸入及特別輸入ヲ實施致シマシタガ其中途ニ於テ即チ本年七月二十六日米國政府ハ層級同様石油ノ一部ニ付テモ輸出許可制ヲ採ル旨發表シ八月一日ヨリ之ヲ實施シタノデアリマス許可

制度トナリマシタノハ石油製品及テトラエチル鉛デアリマスガ其ノ内容ハ差當リ

(1) 航空揮發油トシテハ一ガロンニ對シ三〇〇迄ノテトラエチル鉛ヲ添加スレバオクタン價ハセテ超ユルモノ及蒸溜スレバ以上ノ製品ヲ三〇%以上採取シ得ル原油

(2) 航空潤滑油

(3) テトラエチル鉛

トナツテ居リマシテ之ハ許可ヲ受ケレバ輸出シ得ルコトトナツテ居リマスガ其ノ後八月一日以上ノ物品ヲ西半球以外ヘノ輸出ヲ認メナイ旨ヲ發表シマシタノデ日本ニ對シテハ實際上輸出禁止トナツタノデアリマス尙右以外ノ原油、重油及石油製品ニハ適用アリマセンノデ許可無ク輸出シ得マスルシ又許可制ノ實施ヲ狀況ヲ見マスレバ特殊ノモノ例ヘバ九ニオクタン以上ノ航空揮發油以外ハ許可シツツアル次第デアリマス然シナガラ將來之等ノ禁止及許可制ノ範圍ハ益々擴大ノ恐れガ

多分ニアリマスノデ引キ續キ特出輸入及調整輸入ヲ實施セラレマシタガ從來備船シテ居リマシタ外國油槽船數ハ減少スル一方デ甚ダシキ油槽船船腹ノ不足ノタメ所期ノ如ク實行シ得ズ今日ニ於テモ民間貯油ハ石油業法ニ基ク義務保有量一〇八三〇〇〇噸ノ外ニ特別輸入量三二三〇〇〇噸ノ増加ヲ來シタノミデアリマスカラ貯油トシテハ合計約一四一萬噸ニ過ギマセン 從ツテ現狀ニ於テハ一朝事アル秋我國民需液体燃料ノ供給ハ

貯油（製品換算トス）	
國產天然石油ヨリノ製品	年產 約一ニ八萬噸
人造石油（撫順頁岩油（地下））	年產 約三五萬噸
無水酒精	年產 約一〇萬噸
合計	約一八三萬噸

ニ依ツテ賄ハネバナリマセン
然ルニ一ケ年民需最低必要量ハ約二七三萬噸デアリマスカラ約セケ

万位シカ保タレヌコトトナリマス依テ更ニ一面ニ於テハ消費規正強化ニヨリ貯油増加ニ努メツ、アリマスガ之亦今日トシテ之以上ノ規正強化ハ困難ト認メラレマス

一方日獨伊軍事同盟成立ニ依リ對米關係ハ益々惡化シツ、アリ歐洲大戰戰局ノ如何ニ依リテハ英米協同シ對日禁輸ノ實現性必ズシモ無イトハ言ヘマセン從ツテ最惡ノ事態ヲ顧慮スルトキ誠ニ憂心ニ堪ヘナイノデアリマス

故ニ外交轉換ヲ模機トシテ國策遂行ヲ遺憾ナカラシムル爲メニハ我國ノ最大弱點デアアル液体燃料供給ニ對シテ對策ヲ建テネバナリマセン然ルニ國內天然石油及人造石油ノ増産ニハ限度ガアリ且ツ相當ノ時日ヲ要シマスル一方國際情勢ノ變化ハ何時起ルカ計リ知ルコトハ出來ナイノデ之等ヲ直ニ期待スルコトハ出來マセンノデ外國ヨリ石油ヲ速ニ輸入シテ貯油増加ヲ計ルコトガ刻下ノ緊急事ト思ハレマス然ラハ此ノ貯油ノ目標ヲ如何ニスベキヤガ問題トナリマスガ國內生産トニラミ合

セテ少ク共最低二ケ年間自給自足スルコトガ必要ト思ヒマス 有學ノ
際南方地域ノ石油資源ニ付キマシテ假リニ其主要油田（產油五〇万吨
以上七鑽區產油二〇万吨以上一六鑽區）ガ破壊セラレマシタ場合ハ其
恢復ニハ相當ノ時日ヲ要シ最大ノ努力ヲ致シマシテモ相當量ノ出油ヲ
見ルニハ二年以上ヲ要スルト思ヒマスノデ國產油ト併セテ二ケ年自給
自足シ得ルヲ目途トシテノ貯油ヲ致スコトガ最少限ト思ヒマスノデ昭
和十六年度末マデニ二五〇万坪昭和十七年度末迄ニ三五〇万坪ノ貯油
ヲ致シ度イト考エマス尙期間ニ付テハ貯油ノ爲ノ特別輸入ハ一日モ遅
ニ實施スル必要ガアリマスガ前述ノ如ク油槽船舶腹及國內貯油設備不
足ノタメ急速ニ實施シ難キ狀態ニアリマスノデ止ムヲ得ズ以上ノ如ク
致シタ次第デアリマス

以上ハ緊急對策デアリマスカ更ラニ根本對策ト致シマシテ日滿支チ一
環トシ大東亞ヲ包容シテ自給自足ノ共榮圈ヲ確立シ其圈內ニ於ケル資
源ニ基キ國防經濟ノ自主性ヲ確保スルタメ液体燃料供給ニ關シテ考察

致シマスノニ其主要供給源トシテ舉ゲラル、モノハ次ノ四ツデアリマ
ス

一、日本國內天然石油及代用燃料

二、人造石油

三、北樺太石油

四、關東石油

今夏燃料局ニ於テ日滿支通シ軍官民ノ今後五ケ年間ニ對スル石油需
要額ヲ調査致シマシタ處軍需ハ平時需要トシ官民需ハ現在程度ノ消費
規正ヲ實施スルモノトノ想定下ニ於テ昭和十八年ニ約九二〇万坪、昭
和二十年度ニ於テハ約一、二〇万坪ニ達スル結果トナリマシタ

而シテ右一、二〇万坪ノ内譯ハ民間取得軍需約三〇〇万坪、滿洲約
一〇〇万坪、日本官民需約七二〇万坪デアリマス右軍需中ニハ航空揮
發油約六〇万坪、航空潤滑油約一〇万坪ヲ含ムコトハ最も重要視スベ
キ點デアリマス

後述致シマスガ東亞共榮圈ニ於ケル石油供給源ノ貧弱ナル爲前記ノ石油需要額ニ對シテ相當ノ壓縮セネバナリマセンノデ種々研究ノ結果昭和十八年度ニ於テ五九六万坪、昭和二十年度ニ於テ七二九万坪トシテ其内譯ハ民間取得軍需ヲ一九七万坪、滿洲八六万坪、官民需四四五万坪ト致シタノデアリマス

此昭和二十年ニ於ケル七二九万坪中ニハ軍ガ直接輸入スルモノハ含シテ居リマセン又日本トシテハ支那ノコトモ考ヘネバナリマセンカラ之等ヲ考慮イタシマス時ハ依然トシテ昭和二十年度ノ日滿支ヲ通ズル總石油需要額ハ一千万坪トスルノガ至當ト考ヘマス
仍ツテ右一千万坪ノ供給ヲ確保スル爲國內資源ノ開發酒精其他代用燃料ノ確保ヲ強化スルハ勿論ナルモ此際特ニ人造石油事業ノ振興北樺太石油及關東石油ノ確保ヲ實施致度此等三項及前述ノ貯油問題トヲ併セ今日決定ヲ求ムル所以デアリマス

南

北樺太ニ於ケル石油利権鑛區ヨリハ昭和十四年度迄ニ既ニ約二〇五万瓩ノ採油ヲ致シマシテ年産約二〇万瓩ノ時代モアリマシタノデ利権遂行ノ完全デアレバ昭和二十年度ニハ約一〇〇万瓩程度ノ採油ハ可能デアリマシテ誠ニ有望ナル資源ノ一ツデ日蘇國交調整ニ依リ完全ナル利権遂行ノ實現ガ一日モ速カナランコトヲ期スル次第デアリマス
關東石油ニ關シマシテハ今日迄ノ交渉デ買油及鑛區獲得著々遂行セラレ昭和十六年度ニ二五〇万坪ヲ取得シ得ル見込ニナリマシタガ、コレハ不充分デ將來ノ交渉ニ依リ昭和十六年度ニ三五〇万坪ヲ買油スルコト及昭和二十年度ニ五〇〇万坪以上ヲ獲得スルコトハ絶對必要ト考ヘマスシ又此程度ナラバ可能ト思ヒマス
關東石油鑛區ノ獲得セシモノニ對シテハ速ニ之ガ開發ヲ促進スルコトガ必要デアリマス
以上國內天然石油、酒精、北樺太石油、關東石油ヲ合計致シマシテモ昭和二十年度ニ於テ約六〇〇万坪デアリマシテ需要額千万坪ニ對シテ甚

タ過小デアアルノミナラズ品質的ニ於テ軍需ノ航空揮發油六〇万軒航空
潤滑油一〇万軒ノ要求ニ對シテ到底充足スルコトハ不可能デアリマス
是シ人造石油ノ劃期的振興ヲ策スル所以デアリマス
即チ人造石油カラハ高級航空揮發油及同潤滑油ノ製造シ得ルコトハ確
實デアリ過去ノ經驗ヨリ致シマスト昭和二十年度ニ於テ年產四〇万
軒ヲ生産スルコトハ相當ノ困難ハ伴ヒマスケドモ國策トシテ強行スル
トキ決シテ不可能デハナク然モ液體燃料供給上絕對必要トスルノデア
リマス

秘

外交轉換ニ伴フ液体燃料供給對策閣議參決案説明書

(海外石油資源關係)

現在我國ニ於ケル海外石油資源ニ關聯チ有スル會社ハ協和鑛業株式會社、北樺太石油株式會社、太平洋石油株式會社及帝國石油資源開發株式會社ノ四會社アリマシテ各自獨自ノ使命ヲ奉スルノデアリマスガ最近ニ於ケル國際情勢ノ激變ニ應スルカ爲ニハ之等四社ノ連絡ヲ計リ其ノ統制ヲ強化シ以テ積極的ニ海外石油資源ノ獲得、確保ニ對處シ得ル様速ニ之ガ機構ノ整備ヲ圖ルコトガ必要デアリ特ニ日下進捗中ノ蘭印トノ石油交渉ニ對處シ之ガ開發準備ヲ遂行スルガ爲ニハ燃料國策ノ見地ニ立チマシテ急速ニ之ガ機構ヲ決定スル必要ガアルノデアリマス

此ノ實情ニ鑑ミマシテ左記ノ方法ニ依リ速ニ海外石油資源開發ニ對スル機構ノ整備ヲ斯スル次第デアリマス

一 蘭印石油問題

(一) 蘭印石油問題ハ往時ノ急ヲ要スル問題デアリマスカラ不取敢帝國石油資源開發株式會社（現在資本金一千万圓）ヲ資本金五千万圓ニ増資シマシテ之ニ協和鑛業株式會社（現在資本金五百萬圓）ヲ吸收合併セシメ之ニ依リマシテ内地主要石油鑛業關係社ノ技術、機材ヲ蘭印油田ノ開發ニ動員シ得ル体制ヲ整ヘマスト并ニ今後早急ニ實施ヲ要スル蘭印石油資源開發者班派遣等蘭印油田開發準備ニ要スル資金ヲ調達スルコトヲ致度イノデアリマス

尙蘭印石油地質調査班派遣ニ關シテハ問題ガ早急ニ具體化シタル場合ニハ不取敢協和鑛業株式會社ヲ主体トシ速ニ抽込ヲ修シタル二百五十萬圓ノ資金ヲ以テ至急調査ヲ開始セシムルコトヲ

新會社
設立

致シ度イノデアリマス

(一)第七十六帝國議會ニ特別會社法ヲ提出致シマシテ資本金一倍圓ノ
半官半民ノ特殊會社ヲ設立スルコトトシ新會社ノ設立ハ前記(一)ノ
會社ヲ改組スル方法ヲ採ルコトト致シ度イノデアリマス
新會社ハ海外石油資源ニ關スル中樞機關デアリマシテ自ラ海外石
油資源ノ調査、利権獲得及之ガ開發ニ當ルノ外必要ニ應ジ海外石
油關係ノ會社ニ投資又ハ融資スベキ地位ニ在ルノデアリマスカラ
之ガ積極的活動ヲ期セシムル爲ニハ政府ハ特別法ヲ以テ嚴重ナル
監督ヲ加フルト共ニ充分ナル保護ヲ與フルコトガ絕對必要デア
ル
ト考フル次第デアリマス

三 北樺太關係

北樺太石油株式會社ハ法律(大正十四年 法律三十號)及勅令(大正十五年 勅令九號)ニ根據
チテスル特殊會社デアリ且ツ對ソ關係上利權會社タル特殊性ヲ有シ
テ居リマスノデ本會社ハ前記新會社トハ別個ニ存續セシムルヲ適當
ト認メラレマスノデ日ソ國交調整ト睨合セ最モ適當ナル時期ニ於テ
之ヲ半官半民ノ特殊會社ニ改組シ其ノ組織ノ強化ヲ圖ルコトトシ差
當リ昭和十六年度以降年四分ノ配當ヲ保證シ日ソ國交調整ノ成果ヲ
見ル迄會社ノ維持ヲ圖リ度イノデアリマス

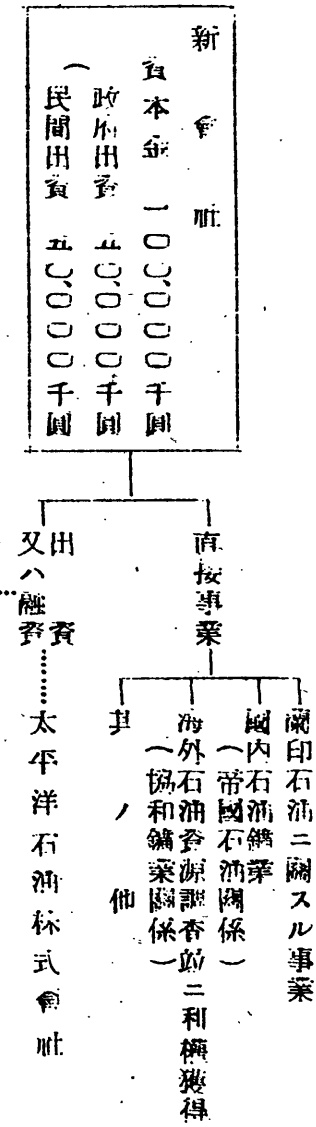
三ノキシコ關係

太平洋石油株式會社ハ對蘇關係上現狀ノ獨立シテ存續セシムルコト
トヲ適當ト認メラレルノデアリマスガ將來其ノ必要アリト認メラレ
マストキハ新會社ヨリ投資又ハ融資ヲ爲シ新會社ト連絡ヲ圖ルコト

ト致シ度イト考フル次第デアリマス。

参考

(一) 海外石油資源開採機構解



北緯太石油株式會社

資本金 四〇,〇〇〇千圓

政府出資 二〇,〇〇〇千圓

民間出資 二〇,〇〇〇千圓

備考 關印石油ニ關スル事業ノ内直接現地ニ於ケル事業ハ管分ノ間B・O・Mヲ通ジテ行フモノトス

(二) 日ソ國交調整後ニ於ケル北緯太石油増産豫想表

(利權鑛區ニ關スル採掘鑛區ノミ)

單位 萬

鑛場	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度
オハ(北オハチ含ム)	七七〇〇〇	一一三〇〇〇	一二四〇〇〇	一二三〇〇〇
エハビ	八〇〇〇	一九二〇〇〇	三六六〇〇〇	四七一〇〇〇
カタングリ	七五〇〇〇	一六六〇〇〇	二七八〇〇〇	二八〇〇〇〇
ヌトウ	〇	二二〇〇〇	五二〇〇〇	八六三〇〇〇
チャイウオ	〇	一二〇〇〇	四二〇〇〇	六二〇〇〇
ヌイウオ	〇	一二〇〇〇	四二〇〇〇	六二〇〇〇
計	一六〇,〇〇〇	五一七,〇〇〇	九〇四,〇〇〇	一,〇六六,〇〇〇

三 蘭印石油資源開發計畫（假案）

（甲）應急計畫

一 地質調査

（一）不取敗目下進行中ノ蘭印石油交渉ニ依リ蘭印側ヨリ提供シ察リタル左記地ノ地質調査ヲ爲スモノトス

（イ）「ボルネオ」島「サンクリラン」一、三〇〇、〇〇〇「ヘクタール」

（ロ）「セレベス」島「ペレン」島對岸 一、五〇〇、〇〇〇

（ハ）「ニューギニア」島北東及西東地帯 一、四九〇、〇〇〇

（二）地質調査班ハ監督班一班及調査班十班ヲ以テ組織スルモノトス

（一）監督班ハ地質調査ノ外計測及探掘ニ付テモ監督スルモノトス

（イ）監督班ハ班長一名技師一名事務員一名助手一名醫師一名通譯一名計六名ヲ以テ組織ス

（ロ）調査班ハ技師一名技師二名通譯一名計四名ヲ以テ一班ヲ組織ス

（ハ）現地ニ於ケル地質調査期間ハ差當リ六ヶ月トス

（三）地質調査ニ要スル經費概算

人件費 七九〇、〇〇〇圓

班長（月四〇〇圓）

醫師（月二〇〇圓）事務員（月二〇〇圓）技師（月一五〇圓）

助手（月一五〇圓）醫師（月三〇〇圓）通譯（月一五〇圓）

旅費 九五一、〇〇〇圓

班長二五〇〇圓

技師、事務員、醫師各二、〇〇〇圓、技師、助手、通譯各二

〇〇〇圓

人夫費 二六四、六〇〇圓

監督班一〇名 一八〇日、調査各班二〇名、一八〇日

一日三盾（七圓）

事業費 三九七五〇〇圓
 監督班 六七五〇〇圓、調査各班 三三〇〇〇圓
 船舶費 三六〇〇〇〇圓
 三千噸級 一隻 一日一五〇〇圓 八ヶ月
 合計 二〇五二一〇〇圓

ニ、試掘

(一) 前記地質調査ノ結果取得スベキ領域及現在既ニ砂和鑛業株式會社ノ所有ニ係ル「カリオラン」「クテイ」兩鑛區ニ對シ是等リ鑛井假設十台ヲ以テ試掘一〇坑ヲ實施スルモノトス

試掘計畫概要

カリオラン	深 度	準備期間	掘鑛期間
一〇〇〇米		四月	三月

ク テ イ	五〇〇米	六月	一月半
其ノ他	一〇〇〇米	六月	三月

(二) 試掘ニ要スル經費概要

(1) 假設購入費 十台分 二、三〇〇〇〇〇圓
 開 假設一 台分 二〇〇〇〇〇圓
 ケーシングパイプ一坑分 三〇〇〇〇圓
 (2) 準備費 一、五〇〇〇〇圓
 一坑分(平均) 一五〇〇〇〇圓
 (3) 掘鑛費 六〇〇〇〇〇圓
 一坑分(平均) 六〇〇〇〇圓
 合計 四四〇〇〇〇〇圓

三、採掘

(一)「カリオラン」第三鎮區ハ縣ニ第七號井ニ於テ六五〇米附近ニテ
日産一〇〇畝程度ノ出油ヲ見タルヲ以テ之ガ至急開發ヲ圖ルモノト
ス

採掘計畫概要

イロ式鑿井機二台

四、掘鑿期間三月(準備期間ヲ含ム)

ハ一年間八坑完掘

ニ出油豫想量一三〇〇〇畝

日産一〇畝、採油日數平均一五〇日

水貯油設備

一万噸タンク一基建設

(二)採掘ニ要スル經費概要

イ機械購入費 二四〇、〇〇〇圓

鑿井機械ハ現ニ保有スルモノヲ使用ス

ケーシングパイプ 一坑分 三〇、〇〇〇圓

四、掘鑿費 三六〇、〇〇〇圓

一坑分 四五〇、〇〇〇圓

ハタンク建設費 三〇〇、〇〇〇圓

合、計 九〇〇、〇〇〇圓

總計 七三三、二一〇圓

(乙) 本格的計畫

前記應急計畫ハ差當リ至急實施ヲ要スルモノニシテ對蘭印石油交渉ノ
進展ニ對應シ本格的計畫ハ別ニ之ヲ樹立スルヲ要スルモノナリ

本格的計畫ニ就テハ未ダ鎮區等未定ナル爲之ヲ具体化スルヲ得ザルモ
我國燃料國策上ノ見地ニ立チテ考フルトキハ最少限度大要左記程度ノ
計畫ヲ實施スルヲ要ス

(一)地質調査		第一年度	第二年度	第三年度
調査班		三〇〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
班		一〇班	八班	五班
(二)試掘				
常掘井数		二〇坑	三〇坑	四〇坑
一年間掘鑿井数		三〇坑	四五坑	六〇坑
所要経費		八三〇〇〇〇〇〇	九四五〇〇〇〇〇	一二六〇〇〇〇〇
機械購入費		二九〇〇〇〇〇	三三五〇〇〇〇	三八〇〇〇〇〇
鑿井機械		二〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇
クレーンクハイク		九〇〇〇〇〇〇	一三五〇〇〇〇	一八〇〇〇〇〇
合計		九二〇〇〇〇〇	一二八〇〇〇〇〇	一六四〇〇〇〇〇
(三)探掘				
常掘井数		二〇坑	四〇坑	六〇坑
一年間掘鑿井数		八〇	一六〇	二四〇

探掘井数	八〇坑	二四〇坑	四八〇坑
採油量	一二〇〇〇〇	二一六〇〇〇	一九五〇〇〇
第一年度井	一	二	四
第二年度井	一	二	三
第三年度井	一	一	三
計	一二〇〇〇	四五六〇〇	九八七〇〇
貯油タンク	五基	十基	二十基
一万圓タンク	三六〇〇〇〇〇	七二〇〇〇〇〇	一〇八〇〇〇〇〇
所要経費	八〇坑	一六〇坑	二四〇坑
一坑三〇〇〇			
機械設備費	四〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
鑿井機械	二四〇〇〇〇〇	四八〇〇〇〇〇	七二〇〇〇〇〇
クレーンクハイク	一五〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇〇
タンク			

外交轉換ニ伴フ液体燃料供給對策閣議專断説明書

5

(貯油關係)

細
計

合
計
小
計
其
他

二 四 七 〇 〇 〇 〇 〇	一 二 五 〇 〇 〇 〇 〇	八 九 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
三 四 八 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 二 八 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
四 六 四 〇 〇 〇 〇 〇	二 九 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 八 二 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

一〇五九〇〇〇〇〇〇〇〇

B-0159

0237

現在我が國ニ於ケル貯油量ハ一般關係ニテ説明申上ゲタル如ク石油業者ノ義務貯油量約一〇八万ト特別輸入ヲ圖リタル數量約三三万ト合計約一四一萬トデアリマス之ヲ戰時下ニ於ケル消費規正ヲ強化シタル場合ノ民需最低必要量(軍需ノ國內取得分ヲ含ム)約二七〇万ト對比致シマスルトキハ約七ヶ月分ニモ足ラザル僅少ナルモノデアリマシテ現下ノ國際情勢ニ鑑ミルトキハ眞ニ寒心ニ堪ヘザルトコロデアリマス

仍テ少クトモ昭和十六年末迄ニ最低必要量ノ二ヶ年分ノ貯油ヲ圖リ度イノデアリマス然シ乍ラ油槽船腹等ノ現状等ニ鑑ミ貯油増加可能數量

ヲ算定シ現在貯油數量ヲモ併セ昭和十六年末迄ニ二五〇万ト昭和十七年末迄ニ三五〇万ト致シタ次第デアリマス

新ニ輸入ヲ要スル二一〇万ト内譯ト致シマシテハ昭和十六年二一〇

〇万ト(第二種原料油六〇万ト重油五〇万ト)昭和十七年二一〇万

ト(第一種原料油三〇万ト重油七〇万ト)ト豫定致シテ居リマス

昭和十六年末ニ此ノ豫定ノ輸入ヲ圖リタル場合ニ於テハ日下當局ニ於テ計畫致シテ居リマスル人造石油ノ生産計畫ガ豫定通り進捗シ且國產原油及代用燃料等ガ現在通り生産セラルモノト假定スルナラバ重油約七〇万ト不足スルノミニテ略々二ヶ年分ノ需要ヲ充足シ得ルノデ

アリマスルガ人造石油ノ生産計畫ニ對スル餘裕ヲ見込ミ且將來ニ於ケル最低必要量ノ増大モ考慮シ第一種原料油三〇万軒重油不足量七〇万軒合計一〇〇万軒ヲ更ニ昭和十七年中ニ貯油ヲ圖リ昭和十七年末迄ニ三五〇万軒トナシ最低必要量ノ二ケ年分充足ノ完璧ヲ期シタ次第デアリマス

本貯油増大ヲ圖リマスルニハ必要ナル油槽船確保ノ方策ヲ講ズルノ要アルノ外總額ニ於テ資金約二、〇三〇万圓貯藏油槽二一〇万軒分ヲ必要ト致スノデアリマス尙既ニ企畫院決定ニ基キ實施中ノ特別輸入石油三三万軒及油槽五四万軒分ハ本計畫決定ニ依リ其ノ一部ニ繰入レル豫定デ

アリマス

本貯油増大ノ形態ト致シマシテハ石油業法ニ依ル義務數量ノ基準ヲ引上ゲ之ヲ實施スルコトモ考ヘラレルノデアリマスガ輸入數量ヲ基準トシテ貯油増大ヲ圖リマストキハ常ニ輸入狀況ニ左右セラレ一定量ノ數量ヲ常時確保シ得マセヌシ又個々ノ石油業者ハ資金設備等ノ關係ヨリ致シマシテ斯ル大量貯油ノ負擔ニ堪ヘ得マセヌカラ石油業者ヲシテ一ノ保有体ヲ組織セシメ此ノ保有体ヲシテ貯油増大ヲ圖ラシムルト共ニ政府ハ之ニ對シ必要ナル援助補助ヲ爲シ以テ急速圓滑ナル實施ヲ圖ル必要ガアルト思フノデアリマス

外交轉換ニ伴フ液體燃料供給對策閣議稟請案説明書

(人造石油關係)

人造石油事業ノ振興ニ關シマシテハ、現ニ實施中ノ計畫ハ昭和十一年關係各省間ニ於テ審議立案致シタモノデアリマシテ、翌昭和十二年人造石油製造事業法及帝國燃料興業株式會社法ガ制定セラレ、今年ヨリ着手、七年後ノ昭和十八年度ニ於テ日滿兩國ヲ通ジ、自動車用揮發油及重油各百万噸ヲ生産致シ、コノ兩種油ニ付日本國需要ノ半額ヲ自給セントスルモノデアリマス

而シテ石油計畫實施ノ現狀ハ、昭和十一年立案當時別個ニ考ヘラレマシタ撫順頁岩油工場ヲモ含メマシテ、操業中ノモノハ十一工場ソノ合計能力ハ約三十八万噸デアリマス

右ノ中擴張中ノモノガ一工場アリマシテ、外ニ新規建設中ノモノガ九工場アリマス、之等擴張建設中ノ工場目標能力ハ合計約一五五万坪デアリマス

以上操業擴張建設中ノモノヲ合計致シマスト工場數二〇、能力約一九三万坪トナリマス

斯ノ如ク油頁岩工場ヲ含メマシテ漸ク計畫目標ニ近付カントシツツアル狀況デアリマシテ、振興計畫ノ實行ハ相當後レテ居ル次第デアリマス

右ノ數字ニテモ明ラカナルガ如ク、現ニ操業中ノモノハ油頁岩工場以

2

外ハ大体最初ノ試験工場ト見ルベキモノガ多ク、何レモ小規模デアリ、從ツテ實際生産量ハ今尠少ナク、本年度約三〇万坪、來年度約五〇万坪ト豫定致シテ居リマスガ、目下建設中ノ工場ハ何レモ大規模工場デアリ、今後ノ工業が順調ニ進捗致シマスト、大部分ハ十八年度ニ於テ、又一部十九年度ニ於テ整備致スコトニナツテ居リ、從ツテ十八年度以降ニ於テハ生産額が急増スルモノト考ヘテ居リマス

コデ今更ノ強化案ハ既ニ事務當局間ニ於テ審議致サセマシタ、人造石油政策要綱及ソノ實施要領書ニ基キマシテ、日滿綜合計畫ノ見地ニ於テ現ニ建設中ノ工場ヲ促進致スト共ニ、更ニ一段ノ擴張新設ヲ致シ、

3

液体燃料ノ急速増産ヲ實現セントスルモノデアリマス

即チ昭和十七年度ノ生産額ヲ約一〇〇万トンニ達セシメ其後毎年一〇〇万トンノ増産ヲ致シマシテ、昭和二十年度ニ於テ四〇〇万トンノ生産ヲ實現セントスルモノデアリマス

而シテ之ノ四〇〇万トン云フ目標ハ、今後ノ擴充ハ既存工場ヲ擴張致スノガ最モ捷徑デアリ、且經濟的デアルト云フ見地ニ基キマシテ、既存各工場ノ原料炭、水、電力、技術者等ノ餘力ヲ調査致シマシテ、工場擴張可能程度ヲ確ムルト共ニ、他方我國ノ工作力中斯業工場建設ニ充當可能ナル能力ヲ検討致シ、且ツ物動力ヲモ考ヘマシテ、決定致シ

タ次第デアリマス

更ニ今回ノ實施案ノ内容ハ前ノ計畫ト異ナリ、特ニ航空機燃料全潤滑油又ハ潛水艇用或ハ戰車用ノディーゼル油等陸海軍ノ要望致シマス優良品種ノ生産ニ重點ヲ置キ實施セントスルモノデアリマス

本四〇〇万トン計畫實現ノ爲ニハ、資材中普通鋼材約一一五万トン、資金約二〇億圓ヲ必要ト致スモノデアリマスガ

右普通鋼材總所要額一一五万トン中、約三〇万トンハ既に本年度末迄ニ配給済ミトナル豫定デアリマシテ、残り約八五万トンハ十六年度以降三、四年間ニ必要トスルコトニナリマス

又資金ハ以投資額四億四千万圓、株式引受等ニ依ル投資確定額四億五千万圓、計約九億圓ニ達シテ居リ、此ノ外帝國燃料興業株式會社ノ既資金計畫ヨリノ出資餘力ガ一億圓アリマシテ、結局十億圓ノ手當ガ出來テ居ルコトニナツテ居リマス故、差引約十億圓ノ新規資金ヲ必要ト致ス次第デアリマス

石ノ中資材ニ關シマシテハ、工場建設初期ニ大量ノ手當ヲ要シマス故、本計畫ヲ順調ニ進ノマス爲ニハ、昭和十六年度約四〇万円ノ普通鋼材ヲ要スル次第デアリマスガ、現下ノ物動力ニ鑑ミマシテ、差當リ昭和十六年度ニ於キマシテハ、本計畫最終目標達成ニ支障ナキ程度ニ

於テ最小限ニ資材ヲ極限シ、工場ノ建設ニハ極力重點主義ヲ強行致シマシテ可及的早期ニ生産ノ實績ヲ擧ゲ度イト考ヘマス

次ニ資金ニ關シマシテハ、前ノ二〇〇万円計畫ノ所要資金總額ハ約八億圓ト豫定サレテ居リマシテ、ソノ中四億圓ハ帝國燃料興業株式會社ノ資金計畫ニ依ツタノデアリマスガ、既往三年間ノ實績ニ見マスルニ、帝然ガ本年度末迄ニ調達支出致シマシタ資金ハ約一億五千万圓デアリマシテ、來年度ハ更ニ約一億五千万圓ノ資金ヲ必要ト致スコトニナツテ居リマスガ、斯業ガ未ダ建設期ニ屬スル爲一般ノ認識ガ不充分デアリマシテ、投資ノ對象トシテ歡迎サレナイト共ニ、最近金融市場特ニ

起債市場が著シク棲寒セルニ基因致シマシテ、政府保證ノ燃料債券ノ
發行ニモ困難ヲ感ジツツアリ、又斯業ニ對スル民間投資モ既ニ支出済
ミノモノ約三億三千万圓、今後ノ引受確定セルモノ約四億圓、計約七
億三千万圓ニ達シテ居リ、現在ノ處投資餘力少ナク、且ツ一般民間ノ
資金吸收ニモ困難アリ、帝然竝ニ各事業會社トモ、資金ノ調達ニ少ナ
カラザル苦心ヲ致シテ居ル現状デアリマシテ、今後モ恐ラク之ノ情勢
ニ變化ガ無イモノト豫想致サレマス

他方過去一兩年ノ物價騰貴ハ昭和十一年計畫立案當時考ヘマシタ建設
資金ニ相當ノ増額ヲ要シマス爲、現状ニ於キマシテハ二〇〇万軒計畫

ノ遂行ニ必要ナル資金ノ不足、調達ノ困難ヲ感ジツツアル實情デアリ
ス故、四〇〇万軒強化案ヲ實施致ス爲今後必要トスル資金約十五億
圓ノ調達ニ關シマシテハ、引續キ民間資金ノ吸收ニ努ムルコトトハ致
シマスガ、此際國家ニ於テ資金調達ニ關シ特殊ノ方途ヲ講ズルニ非ラ
ズレバ本計畫ノ遂行ガ至難ト考ヘラルル次第デアリマス
事情斯ノ如クデアリマス故本計畫實行ニ先立チ帝然ノ資金及社債限度
ノ擴大竝ニ之ヲ確實ニ調達シ得ル具体的方法等ニ關シマシテハ更ニ關
係各部門ニ於テ審議ノ上最善ノ案ヲ立案致シ、必要ナル立止措置ヲナ
スト共ニ實行ニ進ミ度イト考ヘマス

次ニ保護政策ニ付キマシテハ

本計費實境ノ際約四〇〇万両生産ニ要スル總經費ハ約七億七千万圓ト
豫想サレマス。而シテ之ト全產品種ノ製品ヲ、天然石油製品ノ輸入
ニ俟ツモノト致シマスレバ、現輸入價格デ計算致シマス約五億圓ト
ナリ、從ツテ之ノ程度ノ外貨拂チ要スルコトナリマス

即チ以上ノ差額約二億七千万圓ハ、人造石油事業ニ對シ國家保護ヲ必
要トスル額デアリマシテ、現行制度デハ一部天然石油製品ヘノ課税ニ
依ル間接保護ト、人造石油製品ヘノ獎勵金交付ニ依ル直接保護トヲ併
用致シテ居ル次第デアリマスガ、本制度ヲ繼續致シマスコトハ、經費

10

ノ支出ガ急激ニ増加致シマスト共ニ、今後ノ人造石油製品ハ前述ノ通
品種ガ増加致シマス爲ニ、品種別ニ獎勵金ヲ交付致シマスコトハ事務
的ニモ極メテ煩瑣トナリマス。又今後内地ヘノ大量移輸入ヲ豫想サレ
マス外地及滿洲ノ製品ニ對スル保護制度ノ確立ヲモ要シマス故、之等
ヲ最も直截簡明ニ實施シ、併セテ新業保護ニ關スル國家ノ方針ヲ一層
徹底セシムル爲、獎勵金制度ハ此際之ヲ廢止致シマシテ、價格政策ニ
據ルコトニ更メ、人造石油製品ハ適正價格ヲ公定致シマシテ石油共販
株式會社ヲシテ總括的ニ購入セシメ、天然石油製品トノ價格プール制
ヲ實施致シマシテ販賣價格ヲ公定致シ、之ガ販賣ヲナサシムル制度ニ

11

變更致シ度イト考ヘマス

石油價格政策ニ依ル場合ハ人造石油ノ生産額増加ニ伴ヒ販賣價格ハ徐々ニ上昇セラルルコトナリ、急激ナル騰貴ハ避ケ得ラルル次第デアリマスガ、差當リ十六年度ニ於テハ獎勵金ト金額ノ豫算ヲ石油價格調節資金トシテ一括シテ石油共販株式會社ニ交付致シマシテ、石油市價ノ變動ヲ避ケ度イト考ヘテ居リマス

猶ホ本計畫實施ニ關スルハ油兩國調整方針並ニ今後支那ニ於ケル工場建設方針ニ關シマシテハ、人造石油政策要綱ニ示シマシタ處ニ據リマシテ夫々措置致シ度イト考ヘマス

人 造 石 ・ 油 政 策 要 綱 （昭和十五年十二月立案）

本案實施ノ詳細ハ別冊「人造石油振興計畫實施要領書」ニ依ルモノトス

本要綱實施ニ當リテハ

一、昭和十六年度ニ於テ所定ノ資材ヲ充當スルコト不可能ナル場合ハ本計畫最終目標達成ニ支障ナキ程度ニ於テ次年度ニ繰下グ實施スルモノトス

二、帝國燃料興業株式會社資金計畫ハ資本金ヲ三億圓（中二億圓政府出資）トシ、社債限度ヲ拂込資本金ノ五倍トスルコトニ法律ノ改正ヲ行フコトトスルモ、資金ノ實際調達ハ物動計畫ノ實施ト相一致セシムルコトトシ、且ツ事業會社ノ資金ハ極力民間資金ノ吸收ニ努メ帝
 三、製品ノ品種別數量別ニ關シテハ今后ノ需要ニ應ズル様攻究ノ上修正
 實施スルモノトス

人造石油政策要綱（昭和十五年十二月立案）

昭和十五年十二月十三日

燃料局人造石油課長

人造石油政策要綱ニ關スル件

記ニ關シテハ實施要領書ト一括シテ藝ニ頒布御研究ヲ願
候處昭和十二年度ノ物動計費ト關聯セル各方面ノ御意見書ニ依ルモノトス
ニ基キ一部修正ヲ行ヒ本冊ヲ立案致セシモノニ有之候
實施要領書ハ關係各方面ノ今後ノ御意見ト諮般ノ實情ノ
移トヲ加味シ更ニ加除訂正ノ上完璧ヲ期シ實行ニ移シ度
料致居候條御了承ヲ得度

本要綱實施ニ當リテハ

一、昭和十六年度ニ於テ所定ノ資材ヲ充當スルコト不可能ナル場合ハ本
計畫最終目標達成ニ支障ナキ程度ニ於テ次年度ニ繰下ゲ實施スルモ
ノトス

ニ帝國燃料興業株式會社資金計畫ハ資本金ヲ三億圓（中二億圓政府出
資一トシ、社債限度ヲ拂込資本金ノ五倍トスルコトニ法律ノ改正ヲ
行フコトトスルモ、資金ノ實際調達ハ物動計畫ノ實施ト相一致セシ
ムルコトトシ、且ツ事業會社ノ資金ハ極力民間資金ノ吸收ニ努メ帝
燃ノ資本金ノ拂込、社債ノ調達ハ極力抑制スルモノトス
三、製品ノ品種別數量別ニ關シテハ今后ノ需要ニ應ズル様攻究ノ上修正
實施スルモノトス

第一要旨	一
第二計畫概要	三
第三保護政策	一六
第四政策實施ニ對スル日滿兩國調整方針	二一
第五支那ニ於ケル工場建設方針	二三

第一要旨

昭和十二年確定セラレタル人造石油製造事業振興計畫ハ昭和十八年度ニ於テ日滿兩國ヲ通ジ揮發油及重油各百万坪ヲ生産シ、コノ兩國油ニ付日本國需要ノ半額ヲ自給セントスルモノナリシガ、右計畫ハ、立案當時ニ於テハ、所要資金、資材、人員、採算等ノ企業形成ノ諸要素並ニ製品々種別收率等未ダ充分ニ判明シ得ラザリシ爲、一部推定ヲ加味シテ案畫セラレタル次第ナルガ、右計畫實施ニ着手以來既ニ三箇年余ヲ經過シ、此間建設及ビ操業ノ實績ヲ確メ、製造技術ノ進歩ヲモ見タルヲ以テ、企業形成ノ諸要素モ大凡判明シ來レト共ニ、立案當時考據セラレザリシ航空用揮發油、潛水艦用及自動車用ディーゼル油、航空用潤滑油等ノ優良製品ノ生産可能ナルコトモ確認セラレ、斯業ハ茲ニ

企業トシテノ基礎確立スルニ對レルモノト認メラル
而シテ親近内外情勢ノ急變ハ液体燃料自給國策ノ強化ヲ益々必要トス
ルト共ニ、使用側諸機械ノ急速ナル發達ハ液体燃料ノ質ニ關スル要
ニ相當顯著ナル變革ヲ來タセルヲ以テ、此際人造石油事業ノ既計畫
施ノ實績ニ立脚シ、生産、配給、使用、保護政策等ヲ一貫セル日滿
合計畫ノ見地ニ於テ新業ノ振興計畫ヲ強化更新シ、之ガ實施ニ依リ液
体燃料自給國策ノ實現ニ資セントス

第二 計畫概要

一、地 域

工場ノ建設及生産ハ日滿兩國ニ互リ一元的計畫ニ依リ實施スルモノ
トス

但シ支那ニ於ケル新業ハ今後本計畫中ニ包含セシムルコトトシ、之
ガ實施ハ「第五 支那ニ於ケル工場建設方針」ニ據ルモノトス

二、工場立地及生産能力計畫

昭和二十年度ニ於テ約四〇〇萬坪ノ生産ヲ確保スルモノトス
右ニ對スル工場立地及生産能力計畫ハ、凡ユル角度ヨリ検討シ實施
ノ確實性アルモノニ付、重點主義ニ則リ現存工場ノ擴張ヲ主トシ兼
並セルモノニシテ一應大要ノ如ク豫定スルモノトス

日本									
外		内							
三菱油化	岩井油内	井	三井	日産	宇部油化	石人	東邦	東京瓦斯	日本油化
内	内		三	産	字	人	邦	新	川
幌	洲		池	松	部	崎	古	産	崎
二	五	五五	四	一	四	一〇	一	二	一
〇	二〇	七四	〇	三	一〇	八	〇	〇	三
二	二五	一二九	四	四	一四	一八	一	二	三
二	一	一一	四	一	二	一	一	二	一
二	二	三三・五	四	二	四	四	一	二	一・五
二	五	七六	四	四	四	一〇	一	二	三
二	一三	一三九	四	四	一四	一八	一	二	三
二	二五	一二九	四	四	一四	一八	一	二	三

五

北人油					工場所在地	生産目録	生産年次(生産額ニテ表示)
計	銅	商	南	川			
路	路	路	路	路			
三三	〇	九	二	三	A	一	一七
五一	三〇	二一	〇	〇	B	一	一八
八三	三〇	三〇	二	三	A,B計	一	一九
一	一	一	一	一	一六	一	二〇
一五	一	五	一	〇	一七	一	二一
四八	五	二〇	二	三	一八	一	二二
七三	二〇	三〇	二	三	一九	一	二三
八三	三〇	三〇	二	三	二〇	一	二四

但シ今後増設ノ實情ヲ勘案シ工場ノ建設並ニ生産ヲ最も有利ナラシムル環境修正ヲ行ヒ實施スルモノトス

工場立地及生産能力計畫表(單位万坪)

注 A、既設又ハ増ニ建設中ノ工場
B、新規増設工場

日 滿 統 計	洲						日 本 合 計	也		
	滿 洲 合 計	鞍 山 鐵 礦	滿 鐵 錦 州	滿 鐵		滿 洲 油 化 四 平 街		吉 林 人 石 油 吉 林	計	明 錦 石 炭 灰 岩
				油 頁 岩	石 炭 煉 化					
一九三	一一一	〇	四	七五	一	一	八二	二七	二〇	
二〇八	一〇四	一〇	六	〇	一八	〇	一〇四	三〇	一〇	
四〇一	二一五	一〇	一〇	七五	一九	一	一八六	五七	三〇	
五三	三〇	一	一	二三	一	一	二三	一二	一〇	
一一五・五	五八	一	四	三七	一	一	五七・五	二四	二〇	
二二五	一〇七	五	八	四五	三	一	一〇八	三二	二五	
三三四	一七〇	一〇	一〇	七五	九	一	一六四	四五	三〇	
四〇一	二一五	一〇	一〇	七五	一九	一	一八六	五七	三〇	

生産計畫（年次別、品種別、數量別、生産計畫）
 年次別、品種別、數量別、生産計畫ハ現在ニ於テ「應次表」ノ如ク豫
 定スルコトトシ、今後製造技術ノ進歩ト需要開要求ノ推移トニ伴ヒ、
 實施ニ當リ適當ニ之ヲ調整スルモノトス

生産計畫總括表（單位噸）

品 種 別	年 度 別 生 産 豫 定 額			
航空用基油	一六	一七	一八	一九
航空用混合燃料	三八五〇〇	一〇六五〇〇	二四五五〇〇	三八六五〇〇
自動車用油	九六九〇〇	二九〇九〇〇	六五三七〇〇	一〇三三七〇〇
輕質ディーゼル油	四〇〇〇〇	一五五五〇〇	三八九〇〇〇	六二〇〇〇〇
重質ディーゼル油	一一三六〇〇〇	二四〇六〇〇〇	三三八八〇〇〇	六二〇〇〇〇
焚油用油	三三三〇〇〇	四四五五〇〇〇	四四五五〇〇〇	五八九二〇〇〇
航空用潤滑油	四〇〇〇〇	二五〇〇〇〇	六六〇〇〇〇	一〇四〇〇〇〇
一般潤滑油	一三五〇〇〇	三二〇〇〇〇	五五五〇〇〇	八九五〇〇〇
計	五三〇〇〇〇	一、一五八〇〇〇	二、一五〇〇〇〇	三、三〇七〇〇〇

右ノ中輕質ヂーゼル油ハ品質優良ニシテ潜水無用又ハ自動車用等トシテ極メテ好適ナリ

而シテチーゼル機關ハ揮發油機關ニ比シ燃料消費費僅カニ六割程度ニ過ギザル爲、チーゼル機關ノ實用化促進ニ伴ヒ燃料ノ生産額及使用額ヲ著シク節減シ得ラルルヲ以テ、本計畫ト並行シテチーゼル自動車ニ對スル國策ヲ確立シ、速カニ之ヲ實行ニ移シ、以テ本計畫ニ依リ生産セラルル輕質ヂーゼル油ノ有效ナル利用ヲ行ヒ、燃料ノ生産及使用ヲ一貫セル國家經濟ノ改善ヲ期スルモノトス

四 所要資金

本計畫遂行ニ要スル資金次ノ如シ

總 額

十九億八千万圓

昭和十五年度末迄ノ投資豫定額

四億四十万圓

昭和十六年度以降ノ所要額

十五億四千万圓

右ノ中株式引受等ニ依ル投資確定額

四億五千万圓

帝燃ノ既資金計畫中ヨリノ出資餘力額

一億圓

以上ノ差引新規所要資金額

九億九千万圓

○

右ノ外支ニ對スル所要見込資金三億圓中半額ヲ日本國人造石油側ヨリ投資スルモノトシテ

一億五千万圓

結局新規ニ資金計畫ヲ要スル額

十一億四千万圓

右新規ニ資金計畫ヲ要スル額十一億四千万圓ニ對シテハ、今後極力民間投資ノ吸收ニ努ムルコトトスルモ、斯業ノ現状竝ニ斯業ニ對ス

ル民間既投資ノ實情及現下金融市場ノ情勢等ニ鑑ミ右ハ相當困難ナルベク、從ツテ別途ニ資金對策ヲ樹立シ置クニ非ラザレバ本計畫ノ遂行ヲ所期シ難キヲ以テ、此際帝國燃料興業株式會社ノ資金計畫ヲ強化擴充スルコトトシ、既往ノ資金計畫四億圓ニ加フルニ、前記新規所要額十一億四千萬圓ヲ合セ計十五億四千萬圓ノ所要ニ應ジ且今後ノ不測ノ所要ニモ備ヘルタメ、帝國燃料興業株式會社法第二條ニ依ル資本金ヲ三億圓ニ増資シ、全第十三條ニ依ル債券發行限度ヲ拂込金額ノ五倍トスルコトニ依リ、全社ノ運用可能資金總額ヲ十八億圓迄擴大スルコトヲ得セシメ、且ツ之ヲ確實ニ調達シ得ル途ヲ確立シ、投資若クハ融資ニ依リ本政策ヲ遂行スルモノトス

五工場建設所要資材

本計畫遂行ニ要スル普通鋼材大約次ノ如シ

但シ昭和十六年度ニ於ケル所要資材全額配給困難ナル場合ハ本計畫最終目標達成ニ支障ナキ程度ニ於テ次年度ニ繰下ゲ實施スルモノトス

總額	額
昭和十五年度末迄ノ配給豫定額	一一五萬圓
昭和十六年度以降ノ所要額	三三萬圓
昭和十六年度以降ノ所要額	八二萬圓

内訳	昭和十六年度分	昭和十七年度分
	三九萬圓	二五萬圓

昭和十八年度分

一四万噸

昭和十九年度分

四万噸

但シ右普通鋼材ノ外別冊實施要領書所載ノ如ク補助資材ヲ必要トス

六、運輸用所要資材

本計畫實施ノ爲運輸用所要資材中特ニ考慮ヲ要スルモノ次ノ如シ

年度	所要炭(噸)	電力(KW)	合成用觸媒コバルト(噸)
十六	二、三〇〇〇〇	六五〇四〇	二五四
十七	四、五二五〇〇〇	一〇二、九〇〇	五〇一
十八	八、七五五〇〇〇	二四三、三〇〇	四八〇
十九	一、二五九五〇〇〇	三四三、二〇〇	一五六
二十	一、五一四〇〇〇〇	四〇八、二〇〇	三九

一二

右ノ中

原料炭ニ關シテハ別冊實施要領書「所要石炭計畫」ニ示スガ如ク、各工場共供給ヲ受クベキ目標炭礦ヲ定メ、之ガ開發又ハ出炭ノ増加等ニ付具體的ニ案費實施中ナルモノ、之ト同時ニ全石炭所要額ヲ日滿ヲ通ズル石炭ノ總括的需給計畫中ニ包含セシムル稼措置スルモノトス

電力ニ關シテハ事業ノ當事者ニ於テ供給者ニ對シ具體的ニ協議ヲナスト共ニ、内外地滿洲各地域別ノ總括的需給計畫中ニ之ヲ包含セシムル稼措置スルモノトス

合成法觸媒用コバルトニ關シテハ世界ノ產額僅少ナルト現下ノ國際情勢トニ因由シ當面ノ人手困難ナルヲ以テ別冊實施要領書「合成法

一三

觸媒對策」ニ依リ措置スルモノトス

七 所要人員

本計畫遂行ニ要スル所要人員次ノ如シ

現 存	年次別 要採用 人員					技術者	勞務者
	一 五	一 六	一 七	一 八	計		
	五〇〇	一、〇六〇	一、〇四〇	五五〇	三、一五〇	一、七四〇	六六一〇
整備時ニ於ケル計	二、〇二〇	五七三〇	五八五〇	四八一〇	一八、四一〇	四、八九〇	二五、〇二〇

一四

八 以上各項ノ外本政策實施上必要ト認ムル諸方策中

(一)工場建設ニ要スル裝置機械類ノ工作ニ關シテハ

別冊實施要領書「工場建設用裝置機械類工作計畫並ニ工作力ノ整備」ニ依リ之ヲ措置シ、工場建設ニ支障ナカラシムルト共ニ

(二)研究實驗ニ關シテハ

別冊實施要領書「研究實驗ニ對スル方策」ニ基キ、技術ノ改良進歩ニ依ル生産能率ノ増進、生産原價ノ低減、並ニ製品品質ノ優良化等ヲ實現スルト共ニ、建設及操業ニ必要ナル技術、裝置、機械、資材等ノ内從來外國ニ依存シ來レルモノハ此際急速ニ國內技術ヲ完成シ斯業ノ完全ナル獨立ヲ實現セシムルモノトス

一五

第三 保護政策

本政策實施ニ依ル生産單價ハ技術ノ進歩ト相俟ツテ次第ニ低減セラルコト必定ナルモ、本計畫實施直後ヲ豫想スルニ、製品總額約四〇〇万坪生産ニ要スル總經費ハ大凡七億七千万圓ニシテ、之ト略ボ全樣ノ製品ヲ天然石油製品ノ輸入ニ俟ツ場合ハ大凡五億圓ノ外貨拂チ必要トス

而シテ本政策ハ國防、産業、經濟等ノ綜合國策ノ見地ヨリ速カニ液体燃料ノ外國依存ヲ脱却スル爲之ガ緊急實施ヲ要スル次第ナルガ、單ニ經濟的見地ヨリスレバ本政策實施ニ伴ヒ右ノ如ク平均約五億圓ノ外貨拂チ防遏シ得ルコトトナルモ、前記生産及輸入ノ價格差約二億七千万圓ハ國內ニ於テ負擔スルヲ要スルモノナルヲ以テ、コノ負擔額

ニ對シ妥當適切ナル保護政策ノ確立ヲ必要トス

而シテ現行保護政策ハ、天然石油製品ノ課税ニ依ル間接保護ト、事業法第九條ニ基ク獎勵金ノ交付ニ依ル直接保護トヲ併用セルモノニシテ、コノ政策ヲ繼續スル場合本計畫整備直後ニ於テハ、前期要保護額二億七千万圓ヨリ製品總額四〇〇万坪ニ現税率ヲ適用スルモノトセル課税該當額約一億二千万圓ヲ控除セル額、即チ約一億五千万圓ノ獎勵金ヲ必要トス

而シテ斯ノ如キ巨額ノ獎勵金ヲ國費ノ支出ニ俟ツハ事實上困難ナルノミナラズ、之ヲ品種別、工場別ニ交付スルコトハ事務的ニ煩瑣煩瑣トナリ、且ツ外地滿洲ヨリノ移輸入品ニ對スル保護ヲモ確立スル必要アルヲ以テ、之等ノ實施ヲ直截簡明ナラシメ、併セテ新業保護ニ關スル

國家ノ方針ヲ一貫徹底セシムル爲メ、補助金制度ニ代フルニ價格政策ニ依
ルコトトシ、人造石油製品ハ事業ニ適當ナル利潤ヲ加味セル適正價格
ヲ公定シ、石油共販株式會社ヲシテ總括的ニ導入セシメ、更ニ天然石
油製品ノ價格プールの制ニ依リ、諸國別製品ノ販賣價格ヲ公定シ之ヲ販
賣ササシムルコトトシ、國費ノ支出ニ依リ石油販賣價格調節ノ要
ル場合ハ石油共販株式會社ニ對シ一括シテ調節資金ヲ交付スルコトス
而シテ本國產ノ利益トスル處ハ

(一) 人造石油保護ニ對スル國家ノ負擔ト石油製品ヲ需者ノ負擔トヲ自由
ニ調整シ得ルコト

(二) 人造石油製品ハ常ニ適正價格ヲ確保スルコトニ依リ、營業者ヲシテ安
ンジテ斯業ニ邁進セシメ得ベク、斯業ノ振興ヲ期シ得ルコト

(三) 製品ノ品種別數量別ニ付、國家ノ必要トスル生産統制ヲ行フコトニ依
リ、工場ノ製品種類生産ニ偏倚ヲ來タスコトアルモ、共販購入價格
ヲ品種別ニ適當ニ調整公定スルコトニ依リ、全業者ノ適正利潤ヲ確保
シ得ルコト

(四) 石油製品ノ販賣價格ハ人造石油ノ増産ニ伴ヒ徐々ニ上昇セシメ得ル
ト共ニ他方將來製造技術ノ進歩ニ依ル人造石油生産原價ノ低減ヲモ
豫期シ得ルヲ以テ、結局石油市價ノ急激且ツ異常ナル騰貴ヲ避ケ得
ベク、從ツテ低物價政策ノ遂行ニ支障ヲ來タサザルコト

(五) 製品別販賣價格ノ相互關係ヲ燃料使用側ノ要望ニ即スル様適切ニ調
整シ、以テ燃料ノ生産使用ヲ一貫セル最も經濟的ナル政策ヲ實行シ
得ルコト、例ヘバディーゼル自動車振興政策上ノ絕對條件トセラレツ

ツアル揮發油價格ニ對スルチーセル油價格ニ適當ナル低比率ヲ維持
セシムルガ如キハ、之ヲ容易ニ實施シ得ルコト
猶ホ公定價格ハ、關係官民ヨリ成ル委員會ヲ設置シ其ノ審議ニ基キ政
府ニ於テ毎年之ヲ決定スルモノトス

二〇

第四 政策實施ニ對スル日滿兩國調整方針

本政策ノ實施ニ對スル日滿兩國調整ノ方針ハ次記ニ依ルモノトス

(一) 工場ノ建設ハ一元的計畫ニ依リ實施スルモノトス

(二) 滿洲國ニ於テ生産スル製品ノ處分ニ關シテハ陸海軍ノ直接調達額ヲ
控除シ、殘餘ノモノハ之ヲ折半シテ一半ハ滿洲國ノ需要ニ當テ、一
半ハ之ヲ日本國ニ輸入スルコトヲ原則トス

但シ之ガ實施ニ當ツテハ全石油製品ニ對スル兩國ノ需要、並ニ輸入
生産配給等ノ實情ニ基キ兩國政府間ニ於テ毎年協議ヲ行ヒ最モ有利
トスル具体案ヲ決定實施スルモノトス

(三) 日滿兩國ガ相互輸入スル製品ニ對スル斯業ノ保護ハ之ヲ需要國側ニ
於テ負擔スルヲ原則トシ、滿洲國製品中日本國ニ輸入スルモノニ付

三二

テハ、日本國內生産品ヲ石油共販株式會社ヲシテ購入セシムル方針
ニ進ジ全社ヲシテ適正價格ヲ以テ購入セシメ、プール計算ニ依リ之
ヲ販賣セシムルモノトス

二二

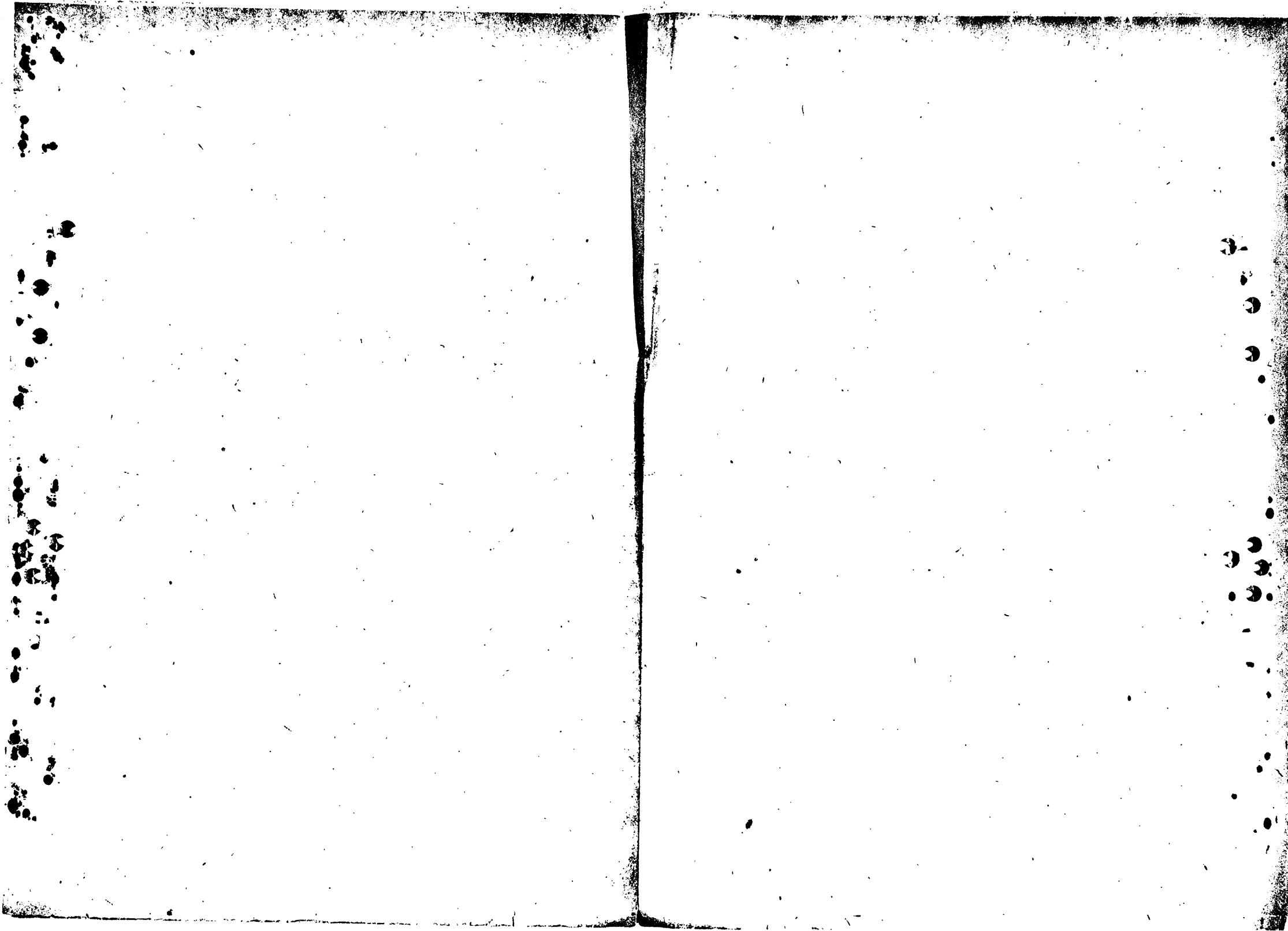
第五 支那ニ於ケル工場建設方針

支那ニ於ケル工場ノ建設ハ本計畫中ニ包括案盡スルコトトシ、人造石
油事業ニ充當シ得ベキ資金、資材、工作力、技術者等ノ工場建設刀ト、
液体燃料ノ全需給計畫ニ基ク要望トニ鑑ミ、日滿支ヲ總括シテ新設又
ハ擴張セントスル各工場ニ對スル立地條件ノ順位ヲ檢討ノ上實行ニ移
スモノトス但シ資金ニ關シテハ差當リ前項「所要資金計畫」記載ノ通
リ位置シ之ガ準備ヲナスモノトス

二三

B-0159

0260



B-0159

026

南一

昭和三十九年三月八日午後八時

抄

特扱

松岡外務大臣

芳澤代表

會商第七號

燃料局長官へ伊藤ヨリ

「サンクリラン」ノ調査計畫左ノ通り

調査隊（地質技師一名、測量技師二名、人夫土人五〇名）三班ヲ組織シ同地域ノ三區ニ夫々一班宛配置シ十箇月間ニ一應ノ調査ヲ完了セシム之ニ要スル經費ハ人件費、機ノ他ヲ併セテ一連ニ付平均約十萬圓合計約三〇萬圓ノ見込ナリ第二區及第三區調査ノ爲ニハ河川用小「ボート」準備ノ要アルモ現地ニ於テ調

電信寫

0023

249

石油資源
調査計畫

外務省

S 2.2.0.0 - 18

256

特扱

連シ得ル見込ナリ尙調査隊ノ外現地ニ地質技師一名駐在セシムルノ要アリト認ム

ニ「カリオラン」原鐵區ノ試掘ハ既定計畫通り遂行シ變更ノ要ナシト認ム

三「ユニーギニア」調査ニ付テハ印刷圖ニ於テ一應調査シタル資料ヲ入手シ附ルヲ以テ今後ハ空中測量ノ要ナシト認ム

四「ユニーギニア」及「セレベス」ノ調査計畫ニ付テハ追テ電ス

五「サンクリラン」ノ調査ニ付テハ交渉繼續リ次第成ルヘク速ニ着手スルコトト致度シ尙同地域ニ於ケル全面的豫備調査ニ付テハ其ノ要ナシト認ム

（了）

電信寫

00023

250

外務省

S 2.2.0.0 - 18

257

B-0159

0262

B-0159

0263

電信案	外務省	電信課長	電信係	昭和二十一年一月十一日起草
船務社ニテ改善力(キ)果充テ諒解シ第 三ノ年(船務社)ニテ米國産油可搬ヲ 主トスル(一)需客年量信第七四四 号附書類ニ依リ旧帳中自本邦船着 入タレカシテ手始メテ精々改善ヲ急ギ 船二件(右)知上満印側ニ就テ可成 改善ニ盡力ス				

(原議用紙乙)

(分類)

電信案	電信係	昭和二十一年一月十一日起草
電送第 618 號	件名	宛
昭和二十一年一月十一日	石田運搬船ノ設備 改善力ノ件	在米日ヤ 石田總領事
第一二號	名件録記	發 松岡大臣
貴電第 二四号ノ一ニ係シ 國領官廳ニ於テ船務社側ニ改善ヲ命ジ 久シキ客年量電第 二四号ノ一ニテハ		

南洋
電信
係

11 18

通

		發信用	執務用
主信		3	0
附	甲	3	0
	乙		
	丙		
屬	丁		
備考			

大	次	東亞局長	歐亞局長	亞米利加局長	條約局長	情報部長	文化事業部長	調查部長	人事部長	會計部長	電信部長	翻譯部長	通商局第一課長	通商局第二課長	通商局第三課長	通商局第四課長	通商局第五課長	懸案
---	---	------	------	--------	------	------	--------	------	------	------	------	------	---------	---------	---------	---------	---------	----

次大
官臣

文書課長

文書課發送

陽曆拾六年五月廿四日 宣統

淨書

正校 (原稿) 付 (淨書)

別紙

主 任
通商局長 勅任事務官
主 任
通商局第六課長

通六
普通
秘密
合
第
九
四
號

昭利拾年壹月拾四日附屬有

附屬有

受
火燃
料
4.1
n
長
T
2
2

水野
松島通商局長

人 迹 信 有 筆 紙 飛 而 長

名
日
本
ノ
シ
カ
ー
ト

名
件

本件ニ關シ在ハダウイア石澤總領事ヨリ別紙寫ノ通報各越タルニ付

何等御參考迄右茲ニ送付ス

昭和八年十二月一日附在
普第 八二二 號(並附屬書)寫
館來信
其修正通作成 添付ノコト

公 信 案

第六

別紙添附

普通第八十二號

昭和十五年十二月十四日

在バグフィア

總領事 石澤

外務大臣 松岡洋右 殿

シロミ丸
蘭印ニ於ケル石油精取件

今般蘭印管船局長より更に利紙寄一通

リバン・カン・グランド・セ
港務長ニ於テ検査ノ結果船舶係令ノ規

定ニ照シ石油積取ニ不備ノ虞アリテ指摘シ之等ノ案改善セラレザレハ次回來嶺ノ際ニ在テ如キ積取上ノ制限ヲ示スヘキ旨

在
バ
タ
ヴィ
ア
日
本
總
領
事
館

通知越セル付 余細在事 附了和 同船所有 会社ニ通達
方可然 御取計 相成度シ

記

一 油槽ニ船舶係令 第十條 第三項ニ定ムル瓦斯 誘導管ヲ取
附ケ瓦斯ヲ自由ニ放出セル装置ヲ爲サセハ 包装セサル 危険性石
油又ハ 普通石油若クハ 包装セル 危険性石油ヲ積込ハイトヲ 許ス
二 前方ノ コックアーザムレヲ 瓦斯ノ 洩レサルヤウ 密閉シヨリ 瓦斯ヲ自
由ニ放出セル装置ヲ 爲シ又 底部油槽 全体ニ シフトモ 半米ノ
深イニテ 液体燃料ヲ 充タシ置ク場合ハ 第一ノ マーキングレ 及 第一
ノ マーキングレ (最善部、マーキングレ) 内ニ 包装セサル 危険性石油又ハ 普通
石油若クハ 包装セル 危険性石油ヲ 積込テ 差支ヘナシ

六 前述ノ 項一 後部、コックアーザムレハ 油槽部ト 燃氣室トヲ 隔離シ居
リ 液体燃料 貯藏場トシテ 使用セラル 居ルハ 船舶係令ノ 規定

在バタヴィア日本總領事館

ニ又ス)ニ述フル 規定違反ニヨリ 第八ノ マーキングレ 及 第四ノ サス、タシ
(最善部、マーキングレ) 内ニ 包装セサル 危険性石油又ハ 普通石油若ク
ハ 包装セル 危険性石油ヲ 積込ハイトヲ 得ス

四 前述ノ 項一 倉庫ハ 瓦斯ノ 洩レサルヤウ 密閉シ 得ス 果ツ 瓦斯ヲ
自由ニ 放出セル装置ヲ 倉庫ノ 前方ニ 油ノ 洩レサルヤウ 構造セ
テ 居ラス 倉庫ハ 設ケラレル 小ボゾノ 室モ 瓦斯ノ 洩レサルヤウ
密閉シ 得ス 倉庫ノ 前部側面ニ 鎖箱構造セラレヨリ 尚 倉庫
内ノ 漏出水 排出ボゾノ 出口ハ 他ノ コックアーザムレト 内ニ 接續シ 居
ルカニ 等ハ 船舶係令ノ 規定ニ 違反ス)ニ述フル 規定違反ニヨリ 倉
庫内ニ 包装セル 危険性石油ヲ 積込ハイトヲ 得

五 本船ヲ 定期的ニ 蘭印領内 運轉ニ 使用スル 場合ハ 前述ノ 項
及 ヒセ 項ニ 述フル 規定違反ニ 付テハ 夫々 船舶係令 第十條
條 第四項 及 第九條 第四項ニ 定ムル 條件ニ 合致セ

在バタヴィア日本總領事館

シハルトヲ 四等ス

以上

在バタヴィア日本總領事館

燃料局

昭和十六年一月七日

燃料局企畫課長

姉達領事殿

關東賣油契約正式調印ノ件

去ル一月十五日日本石油輸入業者代表ト英米石油會社代表トノ間ニ正式調印ヲ行ヒ本契約ニ對シ燃料局長官承認致候ニ付契約書御送附申上候

日本標準規格 B5 (182 x 267mm)

B-0159

0266

外務省にありて
協定書
(更四部修正) 済

一九四一年一月十五日 日本東京市日本橋区室町二丁目一番地
三井物産株式会社(以下単に買主と称す) 倫敦亞細亞石油
会社(代理者として日本横浜市山下町五番地 ライディング石油
会社(以下単に賣主と称す) トノ間ニ本協定ニ全意セリ

賣買兩当事者ハ本協定書が一九四〇年十一月十日 バタビア
セントラムニ於テ向井忠晴 ト ジエー・ト・ファン・パンテン・オン・ゾー・エラフ
トノ間ニ調印交換セラレタル覽書(寫一通ヲ本書ニ添附ス)
ト完全ニ一致シ本協定書ノ内容中 一トシテ 該覽書ニ於テ
如ク解釋 セラルモノナキ事ヲ全意ス 該覽書ヨリ日本
下記原油並ニ石油製品ノ賣買ニ関スル契約ヲ締結スベキコトヲ
相互ニ全意シタリ

第一條 數量

本協定書ノ期間中買主ハ左記ノ原油並ニ石油製品ヲ買受ケ
ベク賣主ハ之ヲ賣渡ス事ヲ全意ス

	一ヶ年數量
(a) 直滴ガソリン	五〇,〇〇〇 英噸
(b) 自動車揮発油	一〇,〇〇〇 "
(c) 自動車揮発油	二五,〇〇〇 "
(d) 瓦斯油	五〇,〇〇〇 "
(e) デイゼル油	五〇,〇〇〇 "
(f) クラカデール混合品	六六,五〇〇 "
(g) ノーエル油	三〇,〇〇〇 "
(h) 特殊タラカン原油	一〇,〇〇〇 "
(i) 輕質ダマラン原油	一〇,〇〇〇 "
(j) ブラザー混合原油	三〇,〇〇〇 "
(k) (d) 及 (g) 項ハ一拾組合契約トシテ取扱ハルベキモノトス	

第二條 規格
賣主は本協定書第一條に記載の原油並に石油製品が左記規格に適合するモノを供給することを意す

(a) 直溜ガソリン オクタン価 90
オクタン価 C.F.R モーター法
容量 100パーセント 滴出温度
容量 50パーセント 滴出温度
乾溜點
蒸気圧 レイド華氏百度ニ於テ
最低 89
攝氏 32度以下
最高 100度以下
(一平方センチメートルニ付)

(b) 自動車揮発油 オクタン価 90
オクタン価 C.F.R モーター法
容量 100パーセント 滴出温度
乾溜點
蒸気圧 レイド華氏百度ニ於テ
最低 89
攝氏 32度以下
最高 100度以下
(一平方センチメートルニ付)

(c) 自動車ガソリン 最低 83 オクタン
オクタン価 C.F.R モーター法
容量 100パーセント 滴出温度
乾溜點
蒸気圧 レイド華氏百度ニ於テ
最低 83
攝氏 30度以下
最高 100度以下
(一平方センチメートルニ付)

(d) 瓦斯油
攝氏 15度ニ於ける比重
引火點
粘度 レイドワット 一号 華氏百度ニ於テ
凝固點
最高 90
最低 華氏 150度
最低 30秒
最高 攝氏 零度

色相
ダイヤル指数
セレン指数

ルニオニリ濃色ト尤ヲ要ス
最低 四〇

(b) デイゼル油

比重 攝氏十五度ニ於テ

〇.九四〇以下
最低 攝氏一五。度

引火點

最高 七十五秒

凝固點

最高 攝氏零度

残滓 重ニ水分

最高 〇.五パーセント

炭素分 (フコラドソン)

最高 二。パーセント

ダイヤル指数

最低 二五

セレン指数

最低 二五

(c) クラッキング・デイゼル油混合系

比重 攝氏十五度ニ於テ

〇.九四〇

引火點

最低 華氏一五。度

凝固點

最高 七五秒

残滓 重ニ水分

最高 攝氏零下五度

炭素分 (フコラドソン)

最高 〇.五パーセント

ダイヤル指数

最高 二。パーセント

セレン指数

最低 二五

(g) フーゼル油

比重 攝氏十五度ニ於テ

最高 〇.九九五

引火點

最低 華氏一五。度

凝固點

最高 千秒

残滓 重ニ水分

最高 攝氏零度

残滓 無水分
セタン指数

最高 二〇パーセント
二五以下

(2)

タラカン特殊原油
比重攝氏十五度於テ

凝固點

粘度 エングラー攝氏三〇度於テ

攝氏三百度於テ 溜出割合

潤滑油 溜出割合

精製油 粘度ヤボト 華氏二〇度ニテ

中軸油

(1)

比重 攝氏十五度於テ

攝氏三百度於テ 溜出割合

粘度 ヤボト 華氏百度ニ於テ

(4)

比重 華氏六十度ニ於テ

粘度 ヤボト 華氏百度ニ於テ

凝固點

約 〇.九五
約 攝氏一〇.五度
零下 一〇.度以下
約 五度
約 三〇パーセント
約 五七パーセント
五〇秒ノモ 重量 五〇パーセント
五五秒ノモ 一〇パーセント
八五秒ノモ 六パーセント
重量 二二パーセント

約 五四
約 三二パーセント
約 六四パーセント
三六秒以下
約 華氏零度

約 三九
約 八パーセント
約 四二パーセント
約 三六秒
約 華氏五四度

第三條

三條 期限
賞買両当事者ハ本協定書ノ期限ハ左記ノ通りナル
事ニ合意ス

(4) 第一條、(a)項及(4)項掲記ノ原曲ニ對シテ、一九四〇年十月一日ヨリ一九四一年十月三十一日迄ノ一年間トス

就テハ一九四〇年十一月ヨリ一九四二年四月三十日まで、六月間トス

第四條

價格

價格ハ販賣者積上場所ニ於ケル
 基ヤ北米合衆國通貨ヲ以テ計上セラルベキモノトス
 但一極ハバーレルトハ華氏ハ度ニ於ケル四米ゲロンヲ謂フ

(d)

右 オクタン 自動車の揮發曲
用揮發曲 瓦斯曲 デイル曲
左 エル曲

右 オクタン (最低) 自動車の揮發曲
用揮發曲 瓦斯曲 デイル曲 混合

實際荷渡品ト合品質品ニ対ス積込用恰日發シ、
 プラスアルクラム沙載、北米合衆國アルフ輸出相場、
 最高及最低ノ中固ヲ基準トシ之ニ己ニ日本ニ於テ協定
 セラレタル方式ニヨリ算定シタル加州、日本、特定運賃ニ対ス
 四〇%即ケ一英鎊ニ付最低米貨ニ并セ十仙ヲ加算ハ
 プラスオイルクラムニ合品質揮発油ノ相場記載ナキ場合ハ
 北米ガルフ輸出値段ハ實際荷渡セラレタル品種ニ最ニ近キ上下
 ノ品種ヲ取り之ガ中間値ニヨリ中間算定法ニヨリ決定ス

〔例〕

假リニフラスツオイルグラムニハ三オクタンカフリンノ相場記載
ナク最モ近キ品種下記ノ如ク記載セラルモトスレバ
品種 最低 最高 中間値
六オクタン 四〇〇 四五〇 四二五
五オクタン 三五〇 四〇〇 三八五
中間値ノ値開キハ 七五仙 (一ガロンニ付)
オクタン價ノ開キ 五ポイント
一ポイントノ値差 二五仙 (一ガロンニ付)
六オクタン中間値 四二五
オクタン三ポイントノ対価加増 四八五
五オクタンガフ輸出値段 四七五 (一ガロン)

「フラスツオイルグラムニハ三オクタンカフリンノ相場記載ナク燃料
デイル曲値段ノミ記載セラレ居場合此燃料ガ燃料油ノ値
段ノ対価荷物用ニハ三オクタンカフリンノ相場記載ナク燃料油ノ値
トリ値差ヲ加減シタル値段ヲ以テデイル油ノ積出荷物ノ値段
ヲ決定ス

(四) 直潤揮発油 オクタンカフリン

本品積込開始當日ニ於ケル「フラスツオイルグラム」ノ相場記載ノ合様
潤出範囲ヲ有スル「オクタン」自動車用揮発油ノカルフ輸
出相場ノ最高及最低ノ中間値ヲ基準トシ之ニ対
シ「ブレミアム」トシテ華氏六〇度ニ於ケル一ガロン當リ米貨
ヲ加算シ更ニ之ニ既述方式ニヨリ計算シタル加州米特定
運賃ノ四半%即チ最低毎英噸ニ付米貨貳弗七仙ヲ
加算シタルモノヲ以テ本米契約値段トス

積込港ハ下記各港中ノ一港又ハ二港タルベキモノトス
 バリクパパン (Bali Papuan) タラカン (Tarakam)
 プラダニ (Pladani) パンカラスネース (Pankulan Sees)
 ブコ島 (Buko Island) サンプ島 (Sampul Island)

(最後ニ記載ノ二港ハ以下新嘉坡トシテ示サルベシ)
 買主ハ二港積込引受タルモノトシ買主ハ左記二港宛ノ組合セテ
 指定スルモノトス

プラダニ及新嘉坡
 パンカラスネース及新嘉坡

港積込買主ガ希望シテ賣主於テ之ガ引受可能ナル場合ニハ
 買主ハ新嘉坡ニ積取リタル原曲ノ積取全数量ニ対シ一英噸
 ニ付米貨一〇七五斤ガソリンノ積取全数量ニ対シ一英噸ニ付米貨
 一〇七五斤ガソリンノ積取全数量ニ対シ一英噸ニ付米貨
 米貨一〇七五斤ガソリンノ積取全数量ニ対シ一英噸ニ付米貨
 プラダニ及新嘉坡ニ港積込指定タルニ対シ買主ガハ二河
 河以外ニ在テ賣主於テ満船積取ヲ求メ之ニ対シ新嘉坡
 積込省略セトシ買主側亦之ニ同意ナル場合ニ積取全
 数量ニ対シ買主ハ一英噸ニ付米貨一〇七五斤ノ割増諸掛
 支拂ヲ受トス

賣主ハ事情ニヨリ本契約引當ニミリス原産ノ石曲製品
 ヲ引渡スルモノトス但シ之等ノ製品ハ本買主書第三條ニ記
 載セル製品規格ニ有ラズル點ニ於テ適合スベキモノトス

賣主ハ本買主書第一條ノ記載ノ原曲並諸製品ノ凡テニ対
 シ平均ノ割合ニテ荷渡ル事ヲ同意ス但シタラカン特殊原曲ハ
 一九四一年二月中旬頃ヨリ供給可能トナルベシ

(c) クラカン特殊原油
(a) 記載ノクラカントール油混合品ニ品質プレミアムトシテ
一英噸ニ付米貨壹弗加算ノ事

(d) ブラカン輕質原油
積込開始前最新発表ノコシヨナルベトロレムニウハ記載
加州スタンダードオイル社発表ノ
セントルマンヒルス原油 A.P.I. 度/五九 山元相場
ヲ基準トシテ之ニパイプライズ 諸掛トシテ一英噸ニ付米貨
〇・二弗ヲ加算シ更ニ之ニ品質プレミアムトシテ一英噸ニ付米貨〇・五弗
ヲ加ヘ尚日本ニテ協定セシ方式ニヨリ計算シタル加州/日本間特定
運賃ノ四〇%即チ一英噸ニ付最低米貨貳弗七十仙ヲ加ヘタル
モノヲ以テ蘭印加算トス

(e) プラカン混合原油
積込開始前最新発表ノコシヨナルベトロレムニウハ記載
加州スタンダードオイル社発表ノ
セントルマンヒルス原油 A.P.I. 度/五九 山元相場
ヲ基準トシテ之ニパイプライズ 諸掛トシテ一英噸ニ付米貨〇・二弗
ヲ加算シ更ニ前記標準ニ比重三三・五九トノ積出油ノ比重
差毎一度ニ付一英噸ニ付米貨〇・二弗ヲ加減シ尚日本ニテ協定
セシ方式ニヨリ計算シタル加州/日本間特定運賃ノ四〇%
即チ一英噸ニ付最低米貨貳弗七十仙ヲ加ヘタルモノヲ以テ蘭印
加算トス

第五條 受渡
買主ニ賣主ノ指定ニ依リ積込場外ニ買主ノ船舶ヲ配船シテ
原油及製油ノ全數量ヲ積取ルベキモノトス

買主、一定期間ヲ置テ約今數量ノ積取ヲナスコトニ合意ス
若シ之が履行ヲナシ得ザル場合ニ賣主、金契約數量ノ荷
渡ニ対シテ、其責ニ任セサルモトス

買主、約壹萬貳千噸、最高積高ヲ有スル油槽船ヲ配
船スルモトシ、之等油槽船ハ、プラトー、又、パンカラン、スー、積
場合吃水ノ許ス最大限ニ於テ積取ヲナスベキモトス

油槽船船型ノ關係ニテ賣主側ニ於テ貯貨スル輸送
費或ハ貯貨スル輸送費ノ追加支出ヲ要スルニ至リタルトキハ
買主ハ之等賣主ヲ買握スベク新嘉坡へ、輸送ノ場合ハ
賣主兩当事者ノ合意ニテ世界油槽船運賃ニ基キ
其額ヲ決定スベキモトス
賣主ハ買主、油槽船ニ對シ積上港ニ於ケル賣主ノ送油管ハ
棧橋ヲ以テ荷渡ヲナスコトヲ合意シ、又買主ハ之ニテ荷受ヲナス
コトヲ合意ス、賣主ハ夜荷役積上ノ權利ヲ有シ、買主ハ賣主
要取リタル場合買主、船舶ヲミテ其即同ノ使用ヲ提供セムベキ
コトニ合意ス

買主、本協定書ニテ指定積取船ノ豫定入港日ヲ少クとも
三十日前ニ書状ヲ以テ賣主ニ通知スベク、尚右積取船取扱ハ
其卸度賣主ノ引受確認ヲ必要トスルモトヲ約諾ス
各指定積取船、船長ハ積出港ニ於ケル賣主ノ代表者ニ
對シ六時間前ニ荷受ノ用意整ヒタル旨ノ通知ヲナスベク
本通知營業時間中ニ為サルヲ要ス

第六條 計量

各港ニ於テ積取船ニ積渡サルベキ原油並ニ石油製品ノ数量ハ
左ノ如ク決定セラルベキモノトス

(a) 積取船ニ対スル原油及石油製品ノ噸筒荷枚同始前積取
船ノ船長又ハ其指定代理者立會ニ「ジョーアーキング」ノ容量
測尺ヲナズベキモノトス 油槽内ノ油ノ深サハ認可済ノ鋼製計尺
ヲ以テ決定セラル、ヲ要シ該深度ニ對應スル容量ハ左給曲
クニ適用セラルベキ「タンクテーブル」ニヨリ算出セラルベキモノトス

(b) 見本ハ各油槽内野油ノ上層・中層及下層ヲ代表スル標
採取ノ直ニ温度ヲ決定スルヲ要ス

(c) 上・中・下層見本ハ混合ノ上・前記 (b) ニ記シタル上・中・下層見本
ノ平均温度ニヨリ比重ヲ決定ス

(d) 各油槽ヨリノ荷役完了ノ直後上記 (a) ト合シテ手続ヲ行ヒ
積込前ト積込後ニ於ケル容量ヲ以テ当該「ジョーアーキング」
ヨリ積取船ニ供給セラルル容量ト見做スベキモノトス

上記測定法ニヨリ華氏六〇度ニ於ケル原油並ニ石油製品ノ
實際供給ノ容量ヲ算定シ尚上記 (b) 及 (c) ニヨリ決定セラルル
比重ヲ基礎トシ標準換算表ニヨリ原油並ニ石油製品ノ

お ち ち

噸數ヲ算出スベキモノトス

上述ノ方法ヨリ査定セラル原曲及石曲製品ノ容量ニ
対シ要求アリキトキ、其重量ニ対シ船長若クハ其指名代理
者ノ署名ニシテ領收書ハ荷渡ニ対シ決定的證據トシテ
承認セラルベキモノトス

第七條 見本採取

原曲並ニ石曲製品ノ見本ハ中ニ條(四)及(五)ニ定ムル如ク
積取船船長又ハ其指名代理者立會ノ上三組ヲ採取シ
混合シテ平均見本ヲ作ル要シ之等ノ見本ハ積取船船長
又ハ其指名代理者並ニ積出港ニ於ケル賣主、代表者立會
ノ上ニテ封所セラルベキモノトス 之等見本、一個ハ積出港ニ
於テ賣主、代表者之ヲ保有シ二個ハ積取船船長之ヲ
持テ帶リテ日本ニ於ケル賣主及買主ニ夫々手交シ供給セラル
ル原曲又ハ石曲製品ノ品質ニ關シ異議發生セル場合、
各等トシテ使用セラルベキモノトス 如此場合ニ、前記見本ヲ
獨ニ試験所ニ提出シ検定ヲ依頼スベク該試験所ノ検定
ヲ以テ供給品ノ品質ニ關スル苦情解決ノ基礎トシムベキ
モノトス

第八條 代金決済

本第八條末文ニ於テ定メタル條件ノ下ニ買主ハ毎荷役直後領收書ニ対シ紐育ニ於テ代金ノ七五パーセントヲ世ハ合衆國通貨ヲ以テ又バタビアニ於テ代金ノ二五パーセントヲサ蘭印通貨ヲ以テ支拂フモノトス

買主ハ賣主ハ承認スル銀行ニ付夫々紐育亞細亞石油会社 (Naiatic Petroleum Co.) 及バタビアバタフエ石油會社ヲ名宛人トスル紐育及バタビア宛イレボーカー信用状ヲ毎荷役ノ見積額ニ対シテ設定スベキモノトス

此信用状ハ積込開始七日以前ニ設定セラルベクデットモ一ヶ月間有効タルモノトス

本協定第四條ニ記載セル價格算定方式ノ適用ハ及替許可ノ獲得及信用状ノ設定等ニ付遅滞ヲ生ジ延テ本船積込ノ時期ヲ延引セシムル虞アルベキヨリ賣主ニ於テ買主ハ手配上必要且充分ル期間ヲ置キ各積込毎ニ概算價格ヲ取極ムルモノト相互ニ合意スルモ送状面ノ價格ニ対スル超過若クハ不足額ハ正確ナル價格ノ決定ヲ俟テ直ニ調整セラルベキモノナルコトヲ特ニ約諾ス

買主ノ過失ヲ因ラズ合衆國政府ノ為替制限其他ノ要置ニ
其エキ米帛ニヨル支拂ハ不能トナリタルトキハ賣買者^兩者ハ
相互ニ認容シ得ベキ他ノ通貨ニヨル決済ノ方法取極メ努ム
ベク若シ本協議成立セザル場合ニハ本協定ハ解約セラルモ
ノトス

總テ代金支拂ハ蘭印政府ノ為替管理法及ビ日本並ニ蘭
印政府間ニ於テ取極ムラルベキ存替及金融上ノ協約ニ準
據スベキモノトス

第九條 仕向國

本協定書所載ノ原油並ニ製品ハ日本(朝鮮及台灣ヲ含ム)
ニ對スル積出ノミヲ目的トシ買主^ニ之ヲ他ノ何國ニ對シテ仕
向セザルモノトシ合意ス

第十條 不可抗力條件

罷業、工場閉鎖、暴動又ハ内亂、戰爭、敵對行為、輸出禁止
其他輸出入ニ對スル制限、皇族、主權者又ハ民衆ニヨル抑留制限
海上ニ於テ危險、海難、船舶ノ破壞又ハ毀損、賣主ノ現存又ハ
計畫中ノ石油製品又ハ原油ノ供給源ヨリノ供給ノ縮小不能
又ハ中絶、石油製品又ハ原油ノ生産、運輸、受入、製造又ハ
受渡ニ使用セラル、諸機械設備ニ對スル破壞、毀損、剝奪

没收等賣主不買主ノ何レニ於テモ直接統御スルコトヲ得ズ
又其善良ナル注意ヲ以テ回避スルコトヲ得サル有ラユル事情ニ
ヨリ本協定書各條項ノ履行が遲延シ或ハ妨害抑止セラルニ
至レルトキハ賣主不買主之が不履行ニ對シ何モ其責ニ任セ
ザルモノトス

若シ上記各原因ノ何レカヨリ賣主、現存又ハ計畫中ノ供給
源ヨリ本協定書決定ノ受渡場所ノ石油製品又ハ原油ノ供
給が減少セラレ又ハ杜絶スル場合ニハ右減少杜絶又ハ之ヨリ生ズル
影響ノ存続スル限り賣主、自己ノ判断ヲ以テ該等ニ於テ荷
受ヲ以テ購買者ニ對シ其當時貯留セラレ居ル原油又ハ石油製品
及現存又ハ計畫中ノ他ノ供給源ヨリ引取ルコトヲ豫想シ得ベキ
原油又ハ石油製品ニ公平ニ割当ラルタメ必要ナル程度ニ荷受ノ
平控ヲ縮小シ又ハ中止シ或ハ右ヨリ縮小又ハ中止シタル供給量
補充ノタメハ石油製品又ハ原油ノ購入ヲ得ルモノトス
賣主ハ買主ニ對シ供給ノ削減中止ノ場合ニハ其事實又数量ノ
割当（此割当更ニ通知シテ更改スルコトアルベシ）ヨリ生ズルトキハ其
數量ニ關シ適当ノ豫告ヲ与フベキ買主ハ本條項ノ発動ニ
ヨリテ生ズル荷受不足量ニ對シ他ノ石油供給者ヨリ自由ニ購入シ
得ルモノトス

賣主が其積出港ニ於テ隨時又分ニ得ル原油並ニ石油製品ハ
諸所ニ於テ採取精製セラレタル石油ヨリ生ズルモノナルガ本協定
取極メノ價格ハ前記各地ニ於テ採取精製セラレタル原油又ハ製
品ニ關シ生産ヨリ受渡各港迄ノ各過程ニ於テ適用セラルベキ
左記諸條ガ本貿易作成ノ因ヲナル諸交渉中價格ノ取
極ヲナシタル當日ニ於テル一般率以上ニ引上げラレサルト及合性
質ノ新ナル諸條ガ賦課セラレサルモトヲ前提トシテ協定セラレタル
モノナリ

石油精トハ同税、同税、国内税、水先業内料、原油並ニ其製品ノ採
取、運搬、輸出ニ關聯スル諸税其他有ラレテ諸費用及ビ生産地又ハ
精製地ヨリ製品運搬、タ使用セラル、賣主ノ積出港ニ積出ト更ニ本
協定書改定ノ積出港ニテ輸出ヲ了スル迄ノ間ニ於テ、石油並ニ石油製品
ノ受渡ニ影響有スベキ有ラレテ性質ノ諸條、石油並ニ其製品ヲ輸
送スル船舶又ハ油槽船ニ對スル運賃並ニ保険料一般率
又ハ此種油槽船ノ積荷ニ對スル一般保険料率ニシテ本協定書
ニ定ム積出港ハ、到着前ノ各過程ニ於テ適用セラルベキモノ
該積出港ニ於テ輸入税其他ノ同税、国内税、水先業内料
諸税、積出港其他有ラレテ性質ノ諸條及戰爭又ハ戰關リ存
ノ存立脅威懸念ヨリ石油又ハ其製品ニ對シ課セラルベキ諸

掛ヲ謂フ

若シ之ヲ諸掛ノ何レカニ對シ増率カリハルカ或ハ上掲諸掛カ
新規ニ課セラル場合ニ此種新諸掛ノ増加ニヨル負担ハ買主
ノ計算タムベキモノニシテ之ヲ基準トシテ適宜購入價格ニ加
算シ買主ヨリ賣主ニ支拂ハルベキモノトス

第十一條 戰時保險

積荷・運賃・船体・船舶乗組員其他有ラレ性質ノモノニ對
スル戰時保險ハ總テ買主ノ責任ニ帰スベキモノニシテ賣主ハ
積出港ニ於テ本船側送由管接續點ニ於ケル倉庫以後ニ
於テ一切其責ニ任ゼサルモノトス

第十二條 讓渡

買主ハ賣主ハ書面ニシテ承諾ナクシテ直接又ハ間接ニ本契約
ノ讓渡者クハ移轉ヲナシ得サルモノトス

第十三條 協定違反

当事者ノ一方が本協定ノ條件ニ違反シ過失ナカリシ当事者
ヨリ書狀ヲ以テ通告ヲナシタル後三十日ヲ経テ尚其違反ヲ改
メザリシトキハ過失ナカリシ当事者ハ直ニ本契約ヲ解除スル得

第十四條 通告

当事者、一方ヨリ他ノ当事者ニ與フル通告ハ、特別段ノ定メナキ
限リ總テ買主ヨリハ、横浜市山下町五八番地ニ於ケル賣主宛、及
賣主ヨリハ、東京市日本橋区室町二丁目一番地ニ於ケル買主宛、於テ送
セラルヲ要シ、通常ノ郵送経路ニヨリ受信スベカリシ日ニ於テ、受
信セラレタルモノト見做サルベシ

第十五條 辞句ノ解釋

本協定ノ当事者ニ上掲各條項ガ悉ク文字通りニ實施シ、效力
ヲ有スルモノ、エントシ付充ナル合意ヲ遂ゲ且上掲各條項ヲ
左右スベキ以テハ、本協約書ニ追記シ、或ハ本協約書ノ兩当事
者ノ署名セル書狀ニヨリ立証セラル、ニ非バ承認シ得ザルモノト
ヲ特ニ協議決定セリ

右協定、記トシテ本協約書ニ通ヲ作成シ、協定当事者
代表者ニ於テ之ニ署名シ、各自其電通ヲ保有スルモノトス

亞細亞石油會社代理者

ライオン・ゲ・サ・石油株式会社

(証人)

三井物産株式会社

(証人)

契約書

一九四一年一月十五日日本横浜市中区山下町八番地
スダグードツキムハ石油會社（以下單ニ賣主ト称ス）ヲ
第一看トシ日本東京市日本橋区室町二丁目壹番地志
三井物産株式會社、以下單ニ買主ト称ス）ヲ第二看ト
シテ兩者ノ間ニ下記石油類ノ賣買ニ關シ次ノ諸條件ヲ
以テ契約ヲ締結ス

第一條 一般事項

本契約ニヨリ賣買セラレタル石油類ハ原油、揮発油、
又ハ燈油（ハ總テ一九四〇年十一月十五日瓜哇バタビ
市ニ於テスダグードツキムハ石油會社代表者
ノドエツケケイ、ト日本ニ於ケル石油輸送業者代
表者ニシテ且其一手代理者タル向井忠晴トノ間ニ折
衝調印ヲナシタル覽書中ニ記載ヒル諸條件ニ
適合スベキモノナルコトヲ合意シ、且当事者ハ該覽
書ガ本契約ニ於テ諸條件ノ根本トナルベキモノナル
コトヲ承認ス

第二條 数量

第一條並ニ以下記載ノ諸條件ニヨリ賣主ハ買主ニ

計下記ノ販賣及荷役ノナシ買主ハ之ヲ賣主
ヨリ購入荷受スベキコトヲ約諾ス

タラシアカルベンドボ条曲 一八〇〇〇噸

期限一九四〇年十一月一日ヨリ一九四一年十月三十一日ニ至ル

自動車用揮発油 三七・五〇噸

期限一九四〇年十一月一日ヨリ一九四一年四月三十日ニ至ル

燈油 二八・五〇噸

期限一九四〇年十一月一日ヨリ一九四一年四月三十日ニ至ル

第三條 期限

期限ハ覽書記載ノ通りニシテ 尚買主ハ商工省燃
料局ト打合セテ配船計畫ニ從ヒ Conform to a
schedule to be arranged in conjunction with the

fuel Bureau of Commerce and Industry 其後取リ

調整スベキモノトシ 右配船計畫ハ五五約期間ニ亘リ

均等ナリ割五分以テ覽書記載ノ全数量ヲ賣主ニ

於テ荷役シ且買主ニ於テ積取リヲナシ得ル様作成ヒラ

ルベキモノトス

第四條 配船取扱

第三條所定ノ要項ニ留意シテ買主ハ本契約ニ定ムル

石油ノ積取船ヲ配船取極ノ義務アルトシ
且豫想積込目ヨリ少クトモ三十日以前ニ於テ右積
取船ノ指定ヲナスベキトス 尚右積取船取極ハ
其卸度賣主ノ引渡陸送ヲ要スルモノトシテ約諾ス

第五條 計量

覽書並ニ本契約書中ニ使用セル語句ハ次ノ意味
ヲ有スルモノトス

- (一) 一米ガビントハ華氏六拾度ノ温度ニ於テ二五五グラム
(二三二) 立方吋ヲ謂フ 一單ニ「ガビン」ト語ノ使用
スル場合ハ常ニ「米」ガビンヲ指称ス
- (二) 一粗(バレル)ハ撒荷口ニ米カロニニ相当ス
- (三) 一英噸ハ二二四〇キログラムニ當ル 一單ニ噸ト称ス
トキハ常ニ一英噸ヲ指称ス

第六條 計量ノ基準

賣主ハ積込港ニ於テ通滞ナク入手シ得ル場合ニハ
積込ノ数量並ニ品質ニ対シ証明書交附シ、手
配ヲナスベキトシテ約諾ス 右手配ガ實際不可能ナル

場合買主、賣主、船積書類ヲ以テ積荷ノ数量
及品質ニ対シ決定的ノ証憑トナスコトヲ承認ス

第七條 戦時保除條項

積荷運賃、船作乗組員其他有ラレバ性質ノモノ
ニ対シ戦時保除ハ總テ買主ノ責任ニ歸スベキモノニ
シテ賣主、積出港ニ於ケル本船側送油管へノ取扱
以後ニ於テハ一切其責ニ任セサルモノトス

第八條 價格及支拂條件

覽書記載ノ價格算定方式ノ適用ハ存留許可ノ
獲得及信用狀ノ設定等ニ付遲滞ヲ生ジニテ本
船積上ノ時期ヲ延引セシムル虞アルベキニテ賣主ニ於
テ買主ノ手配上必要且充分ナル期間ヲ置キ各積荷毎
ニ豫メ概算價格ヲ取極定コトヲ相互ニ合意セルモ送狀
面ノ價格ニ対シ超過差クハ不足額ハ正確ナル價格
ノ決定ヲ俟テ直ニ調整セラルベキモノナルコトヲ確約ス
別段ノ定メテキルハ信用狀ハ總テ「レボカブル」トシ總荷
市手形交換所ニ加入セル銀行ニ対シ設定セラルベキモノ
尚相互間ニ別段ノ取合キ場合ニ代金ハ組育金ニ付ト

ソレハ石油會社が蘭印スミトバ、バ、於此全正
代理店ヨリ接受スル船名、積込終了日、積込積込
其主数量、積込ノ總金額、対電電信報告ノ提示
ヨリ、又積取毎ニ信用状ニ付テ紐育ニ於テ支拂ハルギ
モナルトヲ協定ス。該信用状ニ付テ支拂ハルギ
ニハ電信ノ提示ト共ニ單ニ支拂ノ請求ヲナス可
キナルモノトス

第九條 課税

本契約期間中何時ニモ特許料、関税、國內收入税、
消費税、戦時課税、噸税、船舶税、其他有ラレ性
質ノ他、料金、税金、賦課金（一九四〇年一月十一日
ニ於テ已ニ實施セラレ居ラザルモノ、又ハ一九四〇年一月十一日
以後ニ於テ之等ニ對シテ（第三章）ガ産地、積出地、又ハ
荷役地ニ於テ政府其他ノ為ニ同テヨリ本契約ノ下ニ
受渡セラレ、原油、又ハ石油製品ニ對シ、或ハ之ガ生産製
造、運輸、販賣、輸入ニ關シ賦課徴收セラル、場合其
金額ハ之ヲ購入價格ニ加算シ其金額ヲ買主ニ於テ
負担スルモノトス

第十條 契約違反ノ解約ノ通知
当事者ノ一方が本契約ノ條項ニ違反シ過失ナカリ

当事者より書状ヲ以テ通告ヲナシタル後三十日ヲ経テ
尚其違反ヲ改メサレトキハ過失ナカリニ当事者ハ直
ニ本契約ヲ解約スルコトヲ得

当事者ノ一方ヨリ他ノ一方ニ與フル通告ハ總テ書状ノ
形式ニヨリ本契約ノ前書ニ掲記セル各関係当事者
ノ住所ニ宛テ書留郵便ヲ以テ發送セラレキモノトス

第11條 譲渡

買主ハ賣主ノ承諾ナクテ直接若クハ間接ニ本契約ノ
譲渡又ハ移轉ヲナシ得サルモノトス

第12條 異議

異議発生の場合ニハ之が解決ノ基準トシテ英文
本契約書並ニ覽書が当事者ヲ拘束スベキモノナル
コトヲ相互ニ約諾ス

本契約、証トシテ両当事者ハ願記年月日ニヨリ本書
或通ヲ作成調印シ各自其一通ヲ保有スルモノトス

スタンダード・オブ・モーム 石田会社

(賣主)

三井物産株式会社

(買主)

一、覽書

スタンダード石油會社代表者且代理者タルフレッドエグナケイハ
日本ニ於ケル石油業者代表者且代理者名向井忠晴ト左
記契約ヲ締結ス

第一條 一般條項

賣主タル横浜スタンダード石油會社、買主タル日本帝國指定ノ
石油輸業者ニ對シ蘭印産原油並ニ石油製スル本覽書ニ
詳記セル数量、品質並ニ條件ヲ以テ賣却スルモノトシ、買主
タル日本帝國政府指定ノ石油輸入業者ハ賣主タル横浜スタン
ダード石油會社ヨリ蘭印産原油並ニ石油製スル本覽書ニ
詳述セル数量、品質並ニ條件ヲ以テ買取ルモノトス
下記数量、品質並ニ條件ハ協定事項ノ要點ニシテ可及的
速ニ速クモ一九四一年一月一日以前ニ横浜又ハ東京ニ於テ横
浜スタンダード石油會社ハ日本帝國政府ノ指定セル實際購買
者トシ同ニ締結セルベキ正式賣買契約書中ニ包含セルベキ
モノトス 右契約書ハ従来ノ方式ニ則リ作成セルベキモノニシテ
計量、見本採取、検査、配船等ノ細目條件ヲ含ム外本
覽書ニヨル如ク取賣ニ用ヰスタンダード石油會社ノ日本取賣

契約ノ戦時保険條項其他ノ條項ヲ之包含セムベキモノトス

第二條 品質及数量

規格

数量

(a) タラアカルノペンダホ更油

比重

A.P.I. 三六六度見当

攝氏百五ニ於ケル溜出割合 約九パーセント

今ニ百度ニ於ケル溜出割合 約三十七パーセント

粘度セボルトニバナル 華氏百五ニ於テ

約六二秒

凝固點 華氏約九〇度

(年額)

一ヶ年拾八萬(一八〇,〇〇〇)

英噸ノ割合

(b) 自動車揮發油

オクタン價 CFR モータ法

最低六三

容量ニ五パーセント溜出温ヲ 攝氏百五以下

乾點

攝氏百五度以下

蒸気壓

レイド法 華氏百五ニ於テ

一平方吋ニ付 最テ一〇封度

(年額)

一ヶ年七萬五千(七五,〇〇〇)

英噸ノ割合

(c) 燈油

攝氏十五ニ於ケル比重

最高八二〇

乾點

最高攝氏三〇度

(年額)

一ヶ年五萬五千(五五,〇〇〇)

英噸ノ割合

第三條 期間

賣主並ニ買主間ニ日本ニ於テ締結セラルベキ賣買契約ノ期間ハ

左ノ如シ

(4) 原油ニ就テハ一九四〇年十一月一日ヨリ一九四一年一月三十一日迄ノ
一ヶ年間トス

(5) 揮発油及燈油ニ就テハ一九四〇年十一月一日ヨリ一九四一年四月三十日
迄ノ六ヶ月間トス

第四條 價格

價格ハ並米合衆國通貨建スニテ、ガシ(パレンバン)ニ於ケル
「ネタルランド・コリア」石油会社積込枝橋⁶⁰⁶ニシテ下記方式
ニヨリ計上セラルベキモノトス 但一桶(バレル)ハ華氏六〇度ニ
於ケル四二米ガロンニ相當ス

(4) 原油

比重ホーメニ九〇度ノ度ノニ九〇度ノ比州知トルマン原油山元値段
ハ加州スエズカイド石油會社ニヨリ発表セラレ「ナショナル・ペトロレウム」
ニ掲載セラレタルモノニシテ積込開始前最終発分ニ掲載セラレ
價格ヲ基準トス)ニ、パイプライン諸橋トシテ一桶ニ付米價士仙
ヲ加ヘ更ニ之ニ前記標準比重三九〇ノニ九〇ト積込油ノ比重
トノ差毎一度ニ付一畝米價ト、ニ弗ヲ加減シ、尚之ニ日本
ニテ協定シタル方式ニヨリ計算シタル加州日本間特定運賃

四〇パーセント即一英噸ニ付最低米貨ニ非七拾仙ヲ加算シタル
モノトス

(4) 自動車揮発油及燈油

實際荷役品ト全貨品ニ対ス積込開始日迄ノノゾクツオイル
ノ中間値段ヲ基準トシ、之ニ已ニ日本ニ於テ協定セラレタル方式
ニテ算定シタル加算額自本ノ特定運賃ニ対スル四〇パーセント即
一英噸ニ付最低米貨貳并七拾仙ヲ加算ス

若シデゾクオイルグラムニ全品貨揮発油ノ相場記載ナド
場合ニ、也米ガフ輸出値段、荷役セラレタル品種ニ最ニ近
キ上下ノ品種ニ対スル中間値ヲ採リ中間値ニヨリテ之ヲ決定
スモノトス

(例)

假シニコゾクオイルグラムニ六三オクタンガソリンノ相場掲載ナド

右ニ最ニ近キ品種ノ相場左ノ如クナリトスレバ

品種	最低	最高	中間値
六〇オクタン	四〇〇	四二五	四一五
六五オクタン	四五〇	五〇〇	四七五

中間値ノ価用キハ

〇・七五仙(一ガロンニ付)

オランダ價ノ開キ

故ニ六三オランダノ價格ハ如次

六三オランダ 中間値 四二五 (一ガロンニ付)

オランダ 三ポイントニ対スル加増 四四五 (一ガロンニ付)

六三オランダ 世米をテ輸出値段 四七〇 (一ガロンニ付)

第五條 受渡

買主ニ買主ノ既船スル油槽船ニテ「ネーデルラントコロニアル」石油会社
ノスチアイグロン及スチジョニウバン積込棧橋ニ於テ原油並ニ製成
ノ金粒量ヲ積取ルモノトス

買主ニ港積ヲ引受クルモノトシ各油槽船ハムシ河ニ於ケル安
全航路ノ許ス限り スチアイグロンニ於テ最大量ヲ積取ルベク
其数量ノ少クトモ 各油槽船積載量ノ六ノパーセントヲ要ス
油槽船ガスチアイグロンニ於テ上記最大量ノ積取ヲ為サザリシ
トキ、買主ニ賣主ニ対シ賣買両当事者間ニ合意セル油槽船
時價滿船料ヲ基準トシ スチアイグロンノスチジョニウバン間
ノ噸多リ特別輸送費ヲ賠償スベキモノトス

スチジョニウバン一港積ヲ買主ニ於テ要求シ賣主ニ於テ之ガ
手配可能ナル場合ニ買主ニ積込全数量ニ対シ原油ニ英
噸計米價一、七弗 揮発油及燈油ニ対シテハ一英噸ニ付米價

〇、七二井ノ轉送清掛ヲ支拂フモノトス

賣主ニ原油ニ對シテハ本覺書調印ノ六週間後ニ於テ第三條記載ノ割合ヲ以テ荷渡ヲ開始シ又燈油及揮発油ニ對シテハ本覺書調印ノ二週間後ニ於テ第二條記載ノ割合ヲ以テ荷渡ヲ開始スルノ同意アリ 買主ニ一定期間ヲ置テ大体全数量ヲ積取ル様手配スベク 若シ之ガ履行ヲナシ得ザリシ場合ニハ契約全数量ノ割合ニヨル荷渡ニ對シテハ之ガ履行ノ義務ヲ免ルモノトス

第三條 代金決済

買主ニ各荷役毎ニ荷役ノ直後紐育ニ於テ世米合衆國通貨ヲ以テ代金支拂ヲナスベキモノトス 買主ニ每荷役ノ見積價格ニ對シ賣主ノ承認を銀引ニ付紐育スルカドモ買主ノ石油公社ヲ託託人トスル紐育宛インボイカフル信用狀ヲ設定スベキモノトス 本信用狀ハ積込開始日以前ニ設定セラレザルトモ一ヶ月間效力ヲ有スモノナルコトヲ要ス

買主側ノ過失ニヨラスシテ反替制限其他合衆國政府ノ必置ニ基キ或ハ日本及蘭印間ニ取極メラルコトアルベキ事及至金融協定ノ多業米合衆國通貨ニヨル支拂が不能

トナリタルトキハ賣買方当事者ニ相互ニ認容シ得ベキ他ノ通
賃ニヨル決済方法ノ取極ニ如カムベク 若シ本協議成立セ
場合ニ本賣買契約ハ解約セラルトス

第二條 仕向地

本覺書記載ノ原油並ニ製品ハ日本向積出ノミヲ目的トシ
買主ニ之ヲ他ノ何國ニ対シテモ仕向ケサルコトヲ約ス

第三條 不可抗力條件

本覺書記載ノ原油又ハ製品ノ一部若クハ全部ニ対スル
荷渡遅延若クハ荷渡不能ガ或ハ國ノ政府又ハ政府当局
ノ石油若クハ石油製品ノ生産運輸又ハ貿易ニ影響ヲ
及ボス命令布告又ハ戦争ハ大災・能業・航海ノ危険
其他賣主トシテ不可抗力ノ原因ニ基クトキハ買主ハ賣主ニ対シ
損害賠償ノ要求ヲナシ得サルモノトス

一九四〇年十月十二日於札幌

スタンダード・オウキーム石油公社代表

日本石油輸入業者代表

秘

電信寫

昭和十六年一月十六日（暗）

倫敦 一月十六日午後
本省 十七日午後

松岡外務大臣

重光 次官

第三一號

貴電第一〇號ニ付シ「大神丸」「バリクバパン」ニ於ケル
取ニ付スル件

三島及共ノ「ブローカー」「ハミルトン」ヲ督促シ電信ヨリモA
PGニ付三交渉シタルカ主トシテ最近成立ノ日附聞石浦艦艇ノ出
係上野領内生道ノ供給ハ手一杯ニテ餘力ナキヲ以テ領々餘索ノ能
果「ミリー」ナレハト申出テタル次第ナルモ夫レトテモ消ク十二日
ニ付リ電報ヨリ「ミリー」ノ旨入付アリタル實情ニ付「ミリー」年ヲ
ニ付ク「ミリー」ト「ミリー」ニ付テ「ミリー」ナレハト申出テタル次第ナルモ夫レトテモ消ク十二日

電信寫

昭和十六年一月十七日午後
本 省 十七日午後

松岡外務大臣

石澤 次官

第四六號

貴電第一一號ニ付シ「石浦運搬設備改善方」件

海軍省電報ヨリ「石浦運搬設備改善方」件ノ説明ナル所ニ付了然ナリ

付函等完了後便宜的取扱ヲ與フヘキ旨回答アリタリ

御本十六日飯野面奉東京丸ニ付同様改善ヲ要スル旨申談シタリ

B-0159

0297

月三十日着

在マニラ 石塚悦郎より書

本よりヨリ協和館より送付

一、ボート石油船北本船店ノ特種及同社証券あり

三、在ノ新ウチ申請書作成ニ難近ノ提出

〇元持

本件係り船増第二十ノ百ノ貨運ニ係り証券あり

多二十七名ノ一國強ク取得る振數著ノ

男力ヲ有るノ一男を其半端ヲ協ナ

外務省

進メ書カレた高価ノ取付テ証券米ノ係ニ
思ハ数ヶ月ノ要アリ

外務省

B-0159

0298

三井物産株式會社
昭和十六年一月廿一日

三井物産株式會社

三井物産株式會社
船舶部油糧部課中

三井物産株式會社
石油部

蘭印石油採取油糧船ニ係ル件
啓 爲々御座候之由奉答候 附者
蘭印石油採取油糧船設備ニ對スル蘭印當局ノ改裝更細詳細通知ニ
預リ御高配察深謝候
本件ニ就テハ豫而仕給者ノ一社タル糖業ライジングサン石油會社ヲ
滿ジ蘭印當局ニ交渉荷サセ居候時ライ社ニテハ「コノ問題又自分ノ
方ニテ解決スル所暫ク日本側ハ轉頼ム」トノ事ニテ當方トシテハ
商工省ニ報告シソノ交渉ノ進展早ヲ待ち居候、ソノ後蘭印當局ハ

(1)

三井物産株式會社

「危險物船汎ミノ際ニハFire Boatヲ本船側ニ用テスレバ戰勝スル」
ト申シ來リタル由ニテ世給者側ニテモ一日ニ付二〇〇ギルターニテ
Fire Boatヲ用テシ、貴船ノ要求ニ應ジ得ベシトノ通知ニ接シ一應安
排致タル次第ニ御座候
然ルニ現地ニテハ未ダ十分ニ解決シ居ラザル様子ニテ去ル廿五日附
ヲ以テ事ニ

「Fire Boatハ解ニ用テシタレドモ「プロサンボ」港ノ監督官
ハ餉ク宛給附船ノ改裝ヲ要求シ居レリ、ソノ詳細ハ後ツテ
附スル抄各紙主ニ通知スル」

トノ通知ニ接シ甚ダ遺憾ニ在居ル次第ニ御座候
改裝更細ハ貴社側所分ト大休△一ノモノト在候ヘ共、一旦貴船ノ
要求ヲ全面的ニ導入レル時ハ和船ト多大ノ困難ヲ來ス可、依而當方
トシテハ問題解決ニ關シライ社ニ再度交渉方申入レ居ル次第ニ御

(2)

B-0159

0299

座 候

右交渉成行御通知幸々得書意度候

敬 具

三井物産株式會社

暗

昭和十六年二月一日午後四時發

通 六

三菱ノ日本「タンカー」燃料トシテ蘭印石油買付ノ件

在バタヴィア 石澤總領事 松岡外務大臣

第六三號（極秘）

三菱本店ヨリ本日「日本」ノ鯨油「タンカー」巖島丸ノ燃料トシテ
蘭印ニテ燃料油一萬一千噸買付方貴地支店長ニ電命セル處右ハ曩ニ
向井ノ契約セルモノトハ全然別個ノモノナレトモ倫敦ニ於ケル交渉
ニテハAPCハ右契約量ヨリ分與ノ意嚮ヲ傳ヘ居ル由ナルニ付之ヲ
貴地BPMト交渉スルモ相當困難ナリト存セラルル處委細同支店長
ヨリ御聽取ノ上出來得レハ貴官ニ於テ可然御斡旋相成様致度

(日本標準規格B5)

外 務 省

B-0159

0300

Mr. Tanaka, Manager,
Batavia Branch,
Mitsubishi Shoji Kaisha, Ltd.

Tanaka Iwasakisal Batavia

Subject - Itsukushima Maru - Nihon Suisan tanker -
going - load - NEI - around - February - fifteenth
- fuel - 9,000 tons - diesel - 2,000 tons - total -
11,000 tons - which - later - to - be - supplied -
whaling - fleet - at - antarctic - regarding -
above - oil - negotiated - APC - London - however -
they - refused - supply - except - under - recent -
agreement - but - our - opinion - above - oil -
purely - bunker - and - not - cargo - consequently -
matter - entirely - outside - agreement - and - feel
- strongly - entitled - deliveries - as - bunkers -
which - we - have - been - doing - heretofore - with
- APC - in - past - therefore - negotiate - BPM -
explaining - situation - and - telegraph - reply -

B-0159

030

00023

電信寫

00023

秘

恒三郎、封入ノ下

(M)

同後

113

114

S 2.2.0.0 - 18

259

S 2.2.0.0 - 18

258

B-0159

0302

00023

本會談ノ結果ハ速カニ豫備ヲ許サザルモ我方ハ本地域ノミニ満足スルモノニアラズシテ我要求ヲシテ其ノ儘主張ヲ繼續スルモノナルコトヲ明確ニシツツ漸次一般問題トノ懸引ニ利用セラルル範圍ヲ局限セントスル腹ナリ從テ今回ノ嶺山局長トノ會談ノ結果如何ニ拘ラズ我方中間的要求トシテ「ニユーギニア」「セレベス」「ボルネオ」ノ三地域先購ノ要求ヲ近々正式ニ提案スベク目下準備中ナリ

00023

書面附備ニ手交セル石油資源ニ關スル我が要求ニ對スル回答ハ我方屢々ノ要求ニモ拘ラズ附備ハ種々ノ理由ニ藉口遲延策ヲ講ジ居リ最近ハ殊ニ附帶事項セル一般問題ニ對スル我が要求ノ掛引ニ利用セントスル空氣益々濃厚トナリ結局一應全面的ニ拒否シ來ル場合ナモ想像セラルルヲ以テ差當リ權利ヲ獲得シ得ルモノヨリ決メ行ク方針ノ下ニ中間的方策トシ豫テ附側ガ考慮ヲ約セルモノニシテ地ノミヲ離シ具體的交渉ニ入ルコト最近「フアンモーク」ノ同地ヲ取付ケ作十二日伊藤ハ急遽「バンドン」出張嶺山局長ト「地ノミ」ノ石油ニ入ルコトヲ「地ノミ」ノ石油ニ入ルコトヲ

大ハハナリ別後ス

在蘭館附武官 (BATAVIA GEN.)

一二七六七一 府ニある

受 信 電 報 譯 文
三 菱 商 事 株 式 會 社

指 定 受 信 人

燃料部海外課

田中ハタビヤ支店長

取 扱 人

昭和十六年 二月 五日 午 午

時 時 分 分
時 着 發

燃料局金庫課
日本水産會
外務省通商局
燃料部海外課

外 務 省

(日本標準規格B5)

昭和十六年二月五日午後六時發 通六

三菱ノ日水「タンカー」燃料トシテ關印石油買付ノ件

在「パタヴィア」石澤總領事 松岡外務大臣

第七五號(急、機密)

往電第六三號ニ關シ

本節ノ關係上最馬九ハ是非本月中ニ現場到着ノ要アル趣ニテ農林省ヨリモ、シヤリニ申出アルニ付田中支店長ノ交渉模様御聽取ノ上此上共御轉旋相成結果至急回電アリ度

最近ノ石油契約ハ日本石油輸入業者代表者トノ契約ニシテ石油消費地域別ノ契約ニ非ザルニ付アジア石油ガ石契約以外トシテ契約承諾セヌト云ヘバ已ムヲ得ザルト解釋シ居ル然レ乍ラ當地石油會社トシテハ決定機ナキモ兎ニ角政府意向ヲ確メロンドントモ打合セノ上二、三日中ニ回答スルト云フ
富方見ル處ニ依レバ最長ニ交渉スルナラバ見込有ルカト思フモ御來示ノ如キ輸價切迫シテノ交渉ハ見込無シ、特ニ最近ノオランダ側對日輸價急激化シ居ルニ付テ交渉難ヲ云 田中

以 上

三菱商社燃料部
海外課長 二名 左一郎

B-0159

0304